

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2020年6月24日
【事業年度】	第44期（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
【会社名】	株式会社ウィザス
【英訳名】	With us Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 生駒 富男
【本店の所在の場所】	大阪府中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06(6264)4202（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役統括支援本部長 赤川 琢志
【最寄りの連絡場所】	大阪府中央区備後町三丁目6番2号 KFセンタービル
【電話番号】	06(6264)4202（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役統括支援本部長 赤川 琢志
【縦覧に供する場所】	株式会社ウィザス 東京本部 （東京都港区芝一丁目5番9号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	13,679,118	14,313,764	16,241,406	16,958,828	17,592,341
経常利益 (千円)	1,167,559	653,283	838,452	1,235,633	1,473,148
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	540,604	112,621	177,959	574,862	325,391
包括利益 (千円)	537,242	144,885	239,327	561,205	304,360
純資産額 (千円)	4,966,283	4,939,110	5,014,158	4,981,157	4,900,483
総資産額 (千円)	11,800,874	12,652,147	13,475,429	13,631,106	14,801,373
1株当たり純資産額 (円)	457.24	449.95	451.06	483.49	490.79
1株当たり当期純利益 (円)	53.73	11.19	17.69	57.27	34.23
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	53.59	11.12	17.50	56.61	33.88
自己資本比率 (%)	38.99	35.78	33.68	33.60	31.58
自己資本利益率 (%)	12.16	2.47	3.93	12.61	7.03
株価収益率 (倍)	5.86	33.86	24.14	7.09	14.78
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	899,285	1,178,864	1,538,724	2,284,754	1,862,679
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	544,233	1,193,571	773,309	470,656	856,267
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	746,666	268,926	213,866	1,354,803	475,909
現金及び現金同等物の 期末残高 (千円)	4,546,708	4,263,075	4,839,223	5,298,518	6,780,839
従業員数 (人)	643	779	812	800	797
[外、平均臨時雇用者数]	[628]	[682]	[687]	[762]	[810]

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数の[]内は、臨時雇用者(非常勤講師及びパート職員)の人数を外数で記載しておりますが、非常勤講師の場合は1日当たりの就業時間数を5時間として、またパート職員の場合は1日当たりの就業時間数を8時間として換算した年間の平均人数を記載しております。

3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第43期の期首から適用しており、第42期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	11,416,410	11,475,257	11,755,284	12,051,890	12,594,063
経常利益 (千円)	913,124	504,634	585,807	849,945	1,274,932
当期純利益 (千円)	436,985	81,372	46,960	319,004	316,282
資本金 (千円)	1,299,375	1,299,375	1,299,375	1,299,375	1,299,375
発行済株式総数 (千株)	10,440	10,440	10,440	10,440	10,440
純資産額 (千円)	4,248,765	4,225,905	4,153,633	4,022,321	4,132,186
総資産額 (千円)	10,548,241	10,763,891	11,075,771	11,129,582	12,700,681
1株当たり純資産額 (円)	421.37	417.71	409.36	420.90	430.84
1株当たり配当額 (円)	16.0	16.0	16.0	16.0	16.0
(内1株当たり中間配当額) (円)	(8.0)	(6.0)	(6.0)	(6.0)	(6.0)
1株当たり当期純利益 (円)	43.43	8.09	4.67	31.78	33.27
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	43.32	8.03	4.62	31.42	32.93
自己資本比率 (%)	40.20	39.05	37.19	35.82	32.31
自己資本利益率 (%)	10.59	1.93	1.13	7.87	7.82
株価収益率 (倍)	7.25	46.87	91.49	12.78	15.21
配当性向 (%)	36.8	197.8	342.8	50.3	48.1
従業員数 (人)	479	496	502	495	511
[外、平均臨時雇用者数]	[588]	[630]	[629]	[662]	[620]
株主総利回り (%)	123.0	151.6	174.5	172.7	180.3
(比較指標: TOPIX(東証株価 指数)) (%)	(116.5)	(133.7)	(154.9)	(147.1)	(101.8)
最高株価 (円)	450	414	467	464	724
最低株価 (円)	298	303	360	325	390

(注) 1. 売上高には消費税等は含まれておりません。

2. 第40期1株当たり配当額16円には、創立40周年記念配当2円50銭を含んでおります。

3. 従業員数の[]内は、臨時雇用者(非常勤講師及びパート職員)の人数を外数で記載しておりますが、非常勤講師の場合は1日当たりの就業時間数を5時間として、またパート職員の場合は1日当たりの就業時間数を8時間として換算した年間の平均人数を記載しております。

4. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所JASDAQにおけるものであります。

5. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第43期の期首から適用しており、第42期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

2【沿革】

- 1976年7月 1976年4月開講の学研塾（現、第一ゼミナール）松原教場を母体として株式会社学力研修社（現、(株)ウィザス）を大阪府松原市に設立
- 1982年6月 本社を大阪市南区から大阪市西区に移転
- 1987年6月 当社の商号を株式会社学力研修社から株式会社第一教研に改称
- 6月 株式会社学育社の前身である株式会社ジェック第一教育センターを東京都文京区に設立
- 10月 当社の小・中学生部門「学研塾」を「第一ゼミナール」に改称
- 1988年5月 本社を大阪市西区から大阪市東区（大阪市中央区淡路町）に移転
- 1990年10月 社団法人日本証券業協会へ当社株式を店頭売買登録銘柄として登録
- 12月 株式会社ジェック第一教育センターの商号を株式会社学育社に変更
- 1992年11月 株式会社第一プロジェ（現、(株)ブリーズ、連結子会社）を設立し、広告・印刷・人材採用企画を中心とした広告代理店業務を開始
- 1994年3月 株式会社第一プログレス（現、持分法適用関連会社）を東京都千代田区に設立し、首都圏を営業区域とした広告代理業務を開始
- 1996年9月 株式会社学育社の株式を日本証券業協会に店頭売買登録銘柄として登録
- 1998年4月 4月1日、株式会社学育社と合併し、商号を株式会社学育舎に変更
- 4月 サポート校事業を発足、1号キャンパスを東京都豊島区池袋に開設
- 2000年7月 速読メソッド等学習教材の提供を主業務とする株式会社日本速脳速読協会（現、(株)SRJ、2007年10月1日(株)SRJとの合併により被合併会社として解散）に資本参加
- 2001年6月 速読用ソフト開発及び速読教室の事業展開を行う株式会社スピードリーディングジャパン（現、(株)SRJ、連結子会社）に資本参加
- 2002年10月 本社を大阪市中央区淡路町から大阪市中央区備後町に移転（現）
- 2003年10月 当社の商号を株式会社学育舎から株式会社ウィザスへ変更
- 2004年1月 内閣府による構造改革特区を活用した、株式会社による広域制通信制高校の運営を行うため株式会社ハーモニック（現、(株)ウィザス、2012年4月1日(株)ウィザスとの合併により被合併会社として消滅）を1月に設立、同年3月24日、内閣総理大臣より正式に承認
- 12月 日本証券業協会への店頭登録を取消し、ジャスダック証券取引所に株式を上場
- 2005年4月 株式会社ハーモニックが広域制通信制高校ウィザス高等学校（現、第一学院高等学校高萩本校）を茨城県高萩市に開校、運営を開始
- 10月 株式会社佑学社（現、連結子会社）の第三者割当増資を引受け業務提携契約を締結
- 2006年11月 内閣府による構造改革特区を活用した2校目の広域制通信制高校を兵庫県養父市に設立するため、株式会社ナビ（現、(株)ウィザス、2012年4月1日(株)ウィザスとの合併により被合併会社として消滅）を設立。2007年3月30日、内閣総理大臣より正式に承認
- 2007年6月 新株引受けにより、株式会社フォレスト（現、連結子会社）を設立
- 9月 全株式取得に伴い株式会社佑学社を連結子会社化
- 2008年4月 株式会社ナビが広域制通信制高校ウィザス ナビ高等学校（現、第一学院高等学校養父本校）を兵庫県養父市に開校、運営を開始
- 2010年4月 ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所JASDAQ（現 東京証券取引所JASDAQ（スタンダード））に上場
- 11月 株式取得により、株式会社学習受験社（現、連結子会社）へ資本参加
- 12月 2010年11月に株式取得により株式会社レビックグローバル（現、連結子会社）に資本参加し、2010年12月に第三者割当増資引受けにより連結子会社化
- 2012年4月 株式会社ウィザスを存続会社とし、連結子会社である株式会社ハーモニック及び株式会社ナビを被合併会社とする吸収合併を実施
- 2015年6月 株式会社浜教育研究所と合併により株式会社浜第一ゼミナールを設立
- 2016年4月 全株式取得に伴い株式会社エヌ・アイ・エスを連結子会社化
- 9月 全株式取得に伴い株式会社吉香を連結子会社化
- 2017年3月 全株式取得に伴い株式会社Genki Globalを連結子会社化
- 9月 全株式取得に伴い京大ゼミナール久保塾株式会社を連結子会社化
- 2018年5月 株式会社ウィザスグローバルソリューションズ（株式会社アーク教育システムとの合併）を設立、連結子会社化
- 2019年12月 一部株式取得に伴い株式会社TIを持分法適用関連会社化

3【事業の内容】

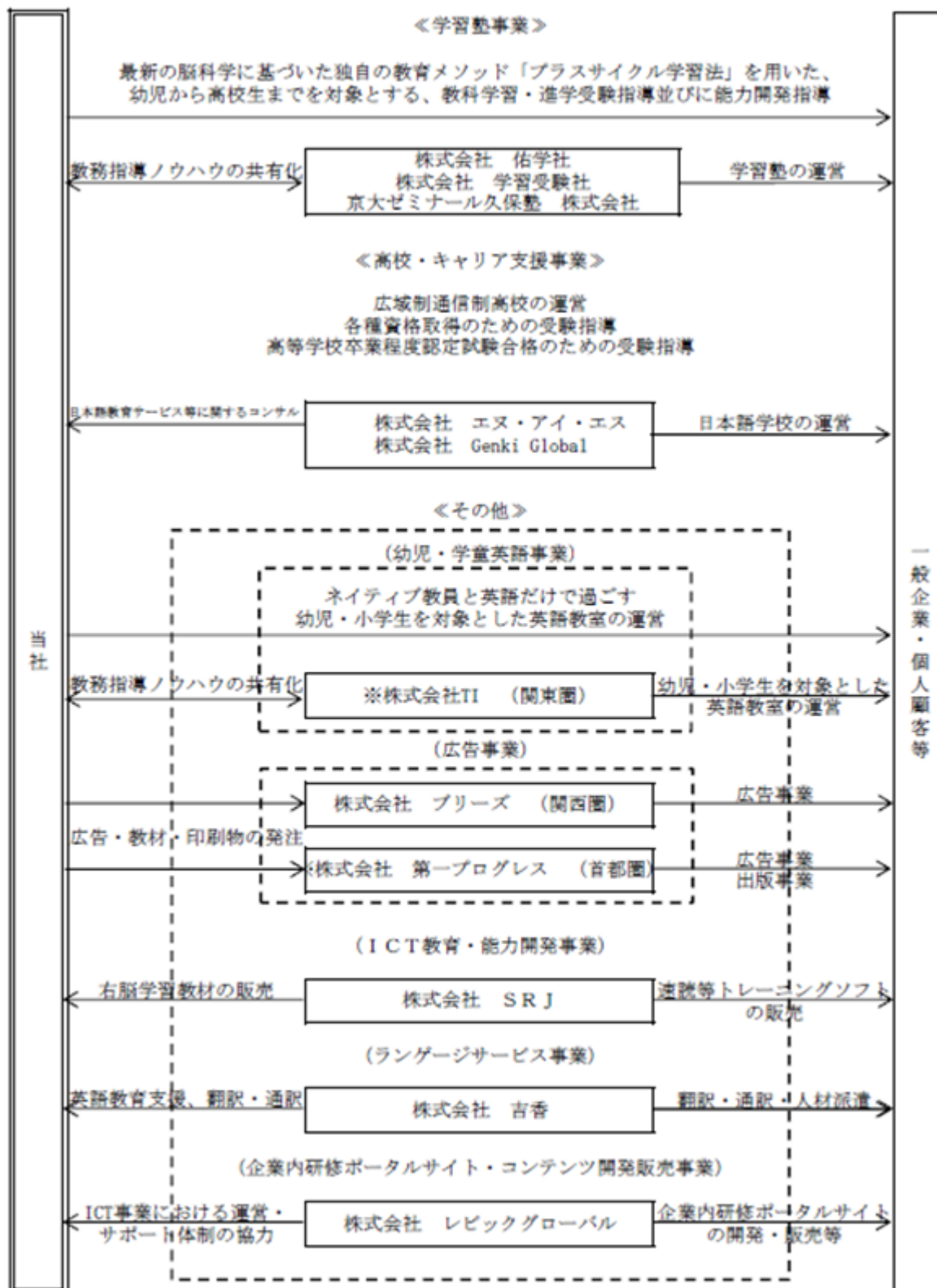
当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社ウィザス）、子会社19社及び関連会社9社により構成されており、学習塾及び広域制通信制高校の運営を主たる業務としております。

当社グループの主な事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、事業区分は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

事業区分	主な事業内容	主要な会社名
学習塾事業	最新の脳科学に基づいた独自の教育メソッド「プラスサイクル学習法」を用いた、幼児から高校生までを対象とする、教科学習・進学受験指導並びに能力開発指導	当社、株式会社佑学社、株式会社学習受験社、京大ゼミナール久保塾株式会社
高校・キャリア支援事業	広域制通信制高校の運営 各種資格取得のための受験指導 高等学校卒業程度認定試験合格のための受験指導 日本語学校の運営	当社、株式会社エヌ・アイ・エス、株式会社Genki Global
その他	幼児・学童英語事業	当社、株式会社TI
	広告事業	株式会社ブリーズ、株式会社第一プロGRESS
	ICT教育・能力開発事業	株式会社SRJ
	ランゲージサービス事業	株式会社吉香
	企業内研修ポータルサイト事業	株式会社レビックグローバル

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



当社

一般企業・個人顧客等

無印 連結子会社
※ 持分法適用会社

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権に 対する所 有割合又 は被所有 割合 (%)	関係内容			
					役員の兼任		資金援助 (千円)	営業上の取引
					当社 役員 (人)	当社 職員 (人)		
(連結子会社) ㈱ブリーズ	大阪市 中央区	93,000	広告事業	100.0	-	3	19,000	当社教材・印刷物等の 制作他広告宣伝の企画 立案
㈱佑学社	大阪市 生野区	53,000	学習塾事業	100.0	-	3	-	-
㈱学習受験社	福岡市 中央区	25,000	学習塾事業	100.0	-	2	-	-
㈱SRJ	東京都 中央区	65,935	ICT教育・ 能力開発事業	78.6 (78.6)	-	2	-	仕入先(速読用ソフト 教材の納品)
㈱レビックグローバル	東京都 港区	60,000	企業内研修ポータルサイ ト・コンテンツ開発販売 事業	78.6 (78.6)	-	3	-	-
㈱エヌ・アイ・エス	名古屋市 中村区	82,500	高校・キャリア支援事業	100.0	2	2	-	日本語教育サービス等 に関するコンサル等
㈱吉香	東京都 千代田区	20,000	ランゲージサービス事業	100.0	1	4	-	-
㈱Genki Global	福岡市 博多区	1,000	高校・キャリア支援事業	100.0	1	2	-	-
京大ゼミナール久保塾㈱	西宮市	10,000	学習塾事業	100.0	1	3	-	-
その他6社								
(持分法適用非連結子会社 及び関連会社) ㈱第一プログレス	東京都 千代田区	50,000	広告事業	32.0	-	-	-	当社教材・印刷物等の 制作他広告宣伝の企画 立案
㈱TI	さいたま市 北区	15,000	幼児・学童英語事業	35.7	1	1	-	-
その他3社								

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。

2. 議決権の所有割合の()は、間接所有割合で内数であります。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2020年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
学習塾事業	363 (495)
高校・キャリア支援事業	206 (242)
報告セグメント計	569 (737)
その他	196 (66)
全社(共通)	32 (7)
合計	797 (810)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、()内は臨時雇用者(非常勤講師及びパート職員)の人数を外数で記載しておりますが、非常勤講師の場合は1日当たりの就業時間数を5時間として、またパート職員の場合は1日当たりの就業時間数を8時間として換算した年間の平均人数を記載しております。

2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、提出会社の管理部門に所属しているものであります。

(2) 提出会社の状況

2020年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
511 (620)	40.5	12.1	5,202,340

セグメントの名称	従業員数(人)
学習塾事業	236 (434)
高校・キャリア支援事業	184 (126)
報告セグメント計	420 (560)
その他	59 (53)
全社(共通)	32 (7)
合計	511 (620)

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、()内は臨時雇用者(非常勤講師及びパート職員)の人数を外数で記載しておりますが、非常勤講師の場合は1日当たりの就業時間数を5時間として、またパート職員の場合は1日当たりの就業時間数を8時間として換算した年間の平均人数を記載しております。

2. 平均年間給与は、基準外賃金及び賞与を含みます。

3. 全社(共通)として記載されている従業員数は、管理部門に所属しているものであります。

(3) 労働組合の状況

当社には、社員数名を構成員とする大阪教育合同労働組合ウィザス支部が結成されております。

労使関係は健全かつ安定的であり、特記すべき事項はございません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社グループでは「顧客への貢献」・「社員への貢献」・「社会への貢献」という経営理念に基づき、「社会で活躍できる人づくりを実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンを掲げており、生徒のみならず、社員・スタッフを含め、「社会で活躍できる人づくり」に全企業活動をコンセントレートして、その実現を目指しております。そのために、具体的な方針として、

現行の学校教育制度の中で、履修内容をより確かに理解・定着するための洗練された教育システムの構築

現行の学校教育では対応できない教育分野での独自のプログラムとノウハウの確立

教育の多様化にいち早く対応し、類の無い完成度の高い教育の確立等の方針を掲げ、これらの実践を通じてより一層の経営基盤の強化を図り、株主の皆様をはじめ、多くのステークホルダーに対し、その成果を還元できる企業づくりを目指しております。

(2) 経営戦略等

中長期的な経営戦略といたしましてはコーポレートビジョンに基づき、人の成長に中長期に渡り寄与するため、既存事業の競争力強化とともに、M&A、資本・業務提携、新会社設立等も含め、積極的な市場開発と新業態・新サービスの提供をしております。

当社グループとしましては、幼児から高校生までを対象とした教育ビジネスからICT教育・能力開発、通訳・翻訳等のランゲージサービス及び日本語教育サービス、法人を対象とした企業内研修等の人材育成ビジネスまで拡充しており、生涯学習化・グローバル化に応じたマーケットの拡充に努め、事業の拡大を図っております。

(3) 経営環境

当業界におきましては、少子化傾向の継続する中、消費者のライフスタイルの多様化、グローバル化の急速な進展などに加え、生活必需品の値上げや実質賃金の伸び悩みにより、個人消費にも弱い動きが見られ、当業界を取り巻く経営環境は引き続き厳しい状況が続いております。加えて、新型コロナウイルスの蔓延によるライフスタイルの変更が、学び方に与える影響も大きいものと考えており、顧客ニーズの多様化が今以上に進むものと予測され、当業界における同業他社や他業種との競合も一層顕著になっております。

一方で、教育制度は大転換期を迎えようとしており、高等学校教育改革・大学入学者選抜改革等の流れを受け、学習指導要領の改訂および2020年度からの「大学入学共通テスト」の導入が実施される予定であります。また、グローバル化の進展は英語教育の高度化を促し、4技能（聞く・話す・読む・書く）に対応した指導ニーズが高まっております。更に、ICTを活用した映像配信授業やデジタル教材の活用は教育環境を大きく変える可能性があります。これらのことから、民間教育が果たすべき役割は益々高まるとともに、新たな教育サービスの提供機会が拡大される状況にあります。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

喫緊の課題としましては、新型コロナウイルス感染症への対応があります。当社グループといたしましては、各事業所内における備品消毒や室内換気の徹底等により、顧客である生徒、保護者の皆様への感染防止対応を図るとともに、従業員に関しても手洗い、うがいの励行や職場におけるマスク着用、在宅勤務の導入等による感染防止策を行っております。また、中長期的な課題としましては顧客満足度の向上、サービス品質の強化、商品の再構築と業態開発、事業領域の拡大、人材育成とマネジメントの強化、グループシナジーの再構築があります。競争力強化のため顧客満足度の向上に全力を尽くすとともに、指導品質強化のための意欲喚起教育（プラスサイクル学習法）の徹底、入試制度への変化対応とICT教育の推進、対象学齢層の拡大とM&A・事業提携を含めた事業領域の拡大、研修強化と組織開発、グループ内戦略情報・人材のリレーションシップ構築等により事業基盤拡大を図ります。また、コロナ禍がもたらした学び方の変容や今後の教育環境の変化に対し、ICT教育環境の更なる充実等、新たなビジネスフィールドの模索を目指しております。

(5) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループでは株主を重視し、財務体質の強化による株主価値向上を図る観点より、株主資本の効率性を指標とするROE（自己資本利益率）を重要な経営指標としていきたいと考えております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下の通りであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業界の競合状況について

少子化傾向が継続するなか、市場規模の縮小とあいまって生徒獲得競争はより一層激しさを増しており、業界再編や新分野進出等の動きがより一層顕著になっております。今後、展開地域内での競合状況だけでなく、業界内の再編動向、技術革新への対応等についても迅速に対応していけない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 人材確保について

当社グループでは顧客満足度No.1を目指しており、サービスの質的向上や新規校舎展開のために優秀な教員の継続的確保や育成が必要であります。今後の採用環境を見据えた上で必要な人材を十分に確保できない場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 教育制度の変更について

学習指導要領の改訂や就学支援金制度、教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置、大阪市塾代助成事業、構造改革特区並びに国家戦略特区等、行政による教育に係る制度変更は度々発生しております。このような制度変更に対して早期に察知できなかったり、適切な対応ができなかったりした場合は、ビジネスチャンスの逸失や集客の低下等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 情報システムのリスクについて

当社グループでは、役務提供上、多数の顧客の個人情報を持しております。これらの重要な情報の紛失、誤用、改ざん等を防止するため、システムを含め情報管理に対して適切なセキュリティ対策を実施しております。しかしながら、停電、災害、ソフトウェアや機器の欠陥、コンピュータウィルスの感染、不正アクセス等により、情報システムの停止または一時的な混乱、顧客情報を含めた内部情報の消失、漏洩、改ざん等のリスクがあります。このような事態が発生した場合、事業活動に支障をきたし、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 大規模自然災害によるリスクについて

当社グループが展開している地域において、大規模な自然災害により校舎等のサービス拠点の設備や資産、人的資源等に被害が発生した場合また、新型コロナウイルス感染症等の未知のウィルスが発生し、当社グループの事業活動継続に支障をきたす場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、台風等の自然災害の影響があったものの、雇用・所得環境の改善が続く、緩やかに回復基調に入っております。しかしながら、消費税率引き上げに伴う消費の減速や国際情勢の緊張感の高まりに加え、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大によって、先行きが不透明な状況となっております。

当業界におきましては、新学習指導要領への移行や大学入学共通テストの実施等、大きな教育制度改革を間近に控えている中、民間教育機関には、AIやIoTなどの活用、テクノロジーの進化に伴った教育サービスの充実と、学校休校措置の長期化に伴う適切な対応が求められております。

当社グループといたしましては「社会で活躍できる人づくりを実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンに基づき、「顧客満足度の向上、サービス品質の強化、商品の再構築と業態開発、事業領域の拡大、人材育成とマネジメントの強化、グループシナジーの再構築」を経営方針の中核に据え、当社を取り巻く環境の変化に迅速に対応することで企業価値の向上を目指しております。

当連結会計年度におきましては、これからの教育環境の方向性を睨んで、今後ますます求められる「主体的に学ぶ意欲や姿勢、学力の向上と生徒の自立」を促進いたしました。ICTを一層活用することで、生徒自身が学び方を習得し、成長の実感を得られるプログラムを開発しております。加えて、学習塾事業では授業品質の向上に取り組んだほか、学習の個別最適化を効率的に組み立てることなど、新たなニーズへの対応も促進いたしました。高校・キャリア支援事業では、EdTech（教育とテクノロジーの融合）を通じた学びの場として通信制高校の社会認知が広まる中、当社の独自性が評価されたことが重なり、生徒数が増加しております。更に、ネイティブ教員と英語だけで過ごす学童保育等の施策を積極的に展開いたしました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言発動による外出自粛要請や各種事業の休業要請等を受け、当社グループにおきましても一部子会社におけるインバウンド需要の減少等により、子会社における固定資産の減損損失の計上、当社における投資有価証券の評価損の計上やのれんの減損など当期の経営成績に影響が生じております。その結果といたしまして、2020年5月14日付「特別損失の計上及び通期業績予想と実績との差異に関するお知らせ」のとおり、減損損失5億26百万円を特別損失として計上いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は175億92百万円（前年同期比3.7%増）、営業利益は14億7百万円（同19.2%増）、経常利益は14億73百万円（同19.2%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億25百万円（同43.4%減）となりました。

なお、売上高につきましては過去最高となりました。

セグメント別の概況は以下の通りです。なお、2019年4月1日付で行った組織変更に伴い、業績管理区分を変更したことから、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較しております。

学習塾事業

学習塾事業におきましては、脳科学に基づいた独自の教育メソッド（プラスサイクル学習法）を通じた意欲喚起を基軸に据えております。また、教育改革で謳われている「これからの学び」を実現すべく、低学齢からことばの修得を重視したプログラムの展開や、4技能習得型（聞く、話す、読む、書く）英語を外国人講師とのオンラインレッスンや英検対策コース等を通じて指導の充実を図っております。来る大学入試改革や新学習指導要領への移行に備えた新たなプログラムの開発に努めながら、生徒自身の「学びの意欲」と「学ぶ力」を引き出し、「学び方」を教えることで、成績向上に結び付ける指導を徹底しております。

収益面につきましては、前連結会計年度において16校の統廃合等を実施した影響もあり、売上高は74億45百万円（前年同期比8.2%減）となりましたが、採算性が向上し、セグメント利益（営業利益）は8億89百万円（同16.6%増）となりました。

高校・キャリア支援事業

当セグメントは通信制高校・社会人向けキャリア教育・日本語教育サービスを事業の中心としております。

急速なテクノロジーの進化によって学習スタイルも変化し始めており、独自のICT教育とスペシャリスト育成に貢献する魅力的なコースを保持する当社通信制高校への入学者が、前期に続き好調に推移しました。生徒に一層の成長場面を提供し、成長実感を持てるような当社独自の教育を充実させることで「未来社会で活躍できる人づくり」を推進し、課題解決型の教育プログラムの開発等にも積極的に取り組んでおります。

これらの結果、売上高は69億77百万円（前年同期比17.8%増）、セグメント利益（営業利益）は20億36百万円（同40.2%増）となりました。

その他

その他につきましては、広告事業、ICT教育・能力開発事業、企業内研修ポータルサイト事業、ランゲージサービス事業、ヘルスケア事業に加え、ネイティブ教員と英語だけで過ごす幼児・学童英語事業に係る業績を計上しております。幼児・学童英語事業の積極的な出店を展開し、売上高は31億69百万円（前年同期比8.5%増）、セグメント損失（営業損失）は39百万円（前年同期はセグメント利益2億16百万円）となりました。

なお、当連結会計年度における当社グループの財政状態の状況につきましては、「(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容」に記載のとおりであります。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて14億82百万円増加し、67億80百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における営業活動による資金の増加は18億62百万円（前年同期は22億84百万円の資金の増加）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益9億2百万円、前受金の増加額5億17百万円、非資金取引として減損損失の発生5億26百万円、減価償却費の計上4億4百万円及びのれん償却額95百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における投資活動による資金の減少は8億56百万円（前年同期は4億70百万円の資金の減少）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出4億6百万円、有形固定資産の取得による支出2億49百万円、保険積立金の積立による支出1億94百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当連結会計年度における財務活動による資金の増加は4億75百万円（前年同期は13億54百万円の資金の減少）となりました。これは主に、短期借入れによる収入21億50百万円、短期借入金の返済による支出11億50百万円、子会社の自己株式の取得による支出2億30百万円、配当金の支払額1億51百万円、長期借入金の返済による支出99百万円によるものであります。

生産、受注及び販売の実績

当社グループの主たる事業は教育関連事業であるため、生産、受注については該当事項はなく、販売の実績については、「(1) 経営成績等の状況の概要」における各セグメント業績に関連付けて示しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態及び経営成績は、以下のとおりであります。

当社グループは、総合教育サービス企業として学習塾及び高等学校の運営を主力事業としております。加えて、教育産業を基盤とした事業展開の中で、翻訳・通訳を中心としたランゲージサービス、日本語教育サービス等へも積極的に資本投下を行っております。

経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度における売上高は過去最高益となる175億92百万円（前年同期比3.7%増）となりました。これは主に、高校・キャリア支援事業における通信制高校の期中平均生徒数増加（前年同期比19.7%増）や、通訳・翻訳・スペシャリスト派遣等のランゲージ事業を行う㈱吉香の売上が伸長したことによるものであります。

(売上原価)

当連結会計年度における売上原価は120億39百万円（前年同期比1.9%増）となりました。これは主に、前連結会計年度中に新たに連結の範囲に含めた子会社の業績が、当連結会計年度においては1年通して寄与したことによるものであります。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は41億45百万円（前年同期比4.5%増）となりました。これは主に、前連結会計年度中に新たに連結の範囲に含めた子会社の業績が、当連結会計年度においては1年通して寄与したことによるものであります。

(営業利益)

当連結会計年度における営業利益は14億7百万円（前年同期比19.2%増）となりました。主な要因は「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。

(営業外収益、営業外費用)

当連結会計年度における営業外収益は、前連結会計年度に比べ18百万円増加し、87百万円（前年同期比27.5%増）となりました。また、営業外費用につきましては、前連結会計年度に比べ8百万円増加し、22百万円（同59.3%増）となりました。

(経常利益)

以上の結果、当連結会計年度における経常利益は14億73百万円（前年同期比19.2%増）となりました。

(特別利益、特別損失)

当連結会計年度における特別利益は、前連結会計年度に比べ1億26百万円減少し、28百万円（前年同期比81.5%減）となりました。これは主に、固定資産売却益が75百万円、子会社株式売却益が64百万円それぞれ減少したことによるものであります。また、特別損失につきましては、前連結会計年度に比べ3億6百万円増加し、5億99百万円（同104.3%増）となりました。これは主に、減損損失が2億52百万円、投資有価証券評価損が33百万円、保険解約損が16百万円、固定資産除却損が4百万円それぞれ増加したことによるものであります。

(税金等調整前当期純利益)

以上の結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は9億2百万円（前年同期比17.7%減）となりました。

(法人税、住民税及び事業税)

当連結会計年度における法人税等合計は、5億24百万円（前年同期比16.9%増）となりました。これは主に、課税所得の増加によるものであります。

(当期純利益)

以上の結果、当連結会計年度における当期純利益は3億77百万円（前年同期比41.8%減）となりました。

(非支配株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における非支配株主に帰属する当期純利益は52百万円（前年同期比29.0%減）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

以上の結果、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は3億25百万円（前年同期比43.4%減）となりました。

財政状態の分析

(流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は79億44百万円(前連結会計年度末は64億14百万円)となり、15億29百万円増加いたしました。これは主に、現金及び預金が15億82百万円増加したことによるものであります。

(固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は68億57百万円(前連結会計年度末は72億16百万円)となり、3億59百万円減少いたしました。

(有形固定資産)

当連結会計年度末における有形固定資産の残高は22億10百万円(前連結会計年度末は24億58百万円)となり、2億48百万円減少いたしました。これは主に、減損損失の計上による減少2億40百万円によるものであります。

(無形固定資産)

当連結会計年度末における無形固定資産の残高は8億2百万円(前連結会計年度末は8億91百万円)となり、88百万円減少いたしました。これは主に、ソフトウェアが2億43百万円増加し、のれんが3億35百万円減少したことによるものであります。

(投資その他の資産)

当連結会計年度末における投資その他の資産の残高は38億44百万円(前連結会計年度末は38億66百万円)となり、22百万円減少いたしました。これは主に、繰延税金資産が48百万円、退職給付に係る資産が15百万円、長期貸付金が13百万円それぞれ増加し、保険積立金が74百万円、投資有価証券が33百万円、それぞれ減少したことによるものであります。

(流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は77億66百万円(前連結会計年度末は62億96百万円)となり、14億69百万円増加いたしました。これは主に、短期借入金が10億円、前受金が5億17百万円それぞれ増加したことによるものであります。

(固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は21億34百万円(前連結会計年度末は23億53百万円)となり、2億18百万円減少いたしました。これは主に、その他が79百万円、長期借入金77百万円、役員退職慰労引当金21百万円、退職給付に係る負債が17百万円それぞれ減少したことによるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は49億円(前連結会計年度末は49億81百万円)となり、80百万円減少いたしました。これは主に、利益剰余金が1億71百万円増加し、非支配株主持分が1億68百万円、その他有価証券評価差額金が67百万円、資本剰余金が24百万円それぞれ減少したことによるものであります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度のキャッシュ・フローの分析につきましては、「(1)経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。当社経営陣は、連結財務諸表作成に際し、決算日における資産・負債の報告数値及び報告期間における収入・費用の報告数値には、当社の連結財務諸表の作成において使用される会計上の見積りが大きな影響を及ぼさずと考えております。

貸倒引当金

当社グループは、顧客の支払不能時に発生する損失の見積額について個々に勘案し、貸倒引当金を計上しております。顧客の財政状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、引当額が増加する可能性があります。

投資の減損

当社グループは、長期的な取引関係維持のため、特定の取引先及び金融機関に対する持分を所有しております。これらの株式には価格変動性が高い市場価格のある有価証券と、株価の決定が困難な非公開会社の株式が含まれております。当社グループは投資価値の下落が著しく、一時的でないかと判断した場合、投資の減損処理を行っております。

繰延税金資産

当社グループは、繰延税金資産については回収可能と見積もられる将来減算一時差異について計上しておりますが、将来の課税所得が将来減算一時差異を解消できないと判断した場合は、繰延税金資産の一部について取崩しを行うものとしております。

退職給付費用

従業員の退職給付費用及び退職給付に係る負債は、数理計算上で設定される前提条件に基づいて算出されております。これらの前提条件には、割引率、将来の賃金水準、退職率及び直近の統計数値に基づいて算出される死亡率等が含まれております。実際の結果が前提条件と異なった場合は発生した年度に影響を与え、また、退職金規程の改定等があった場合は将来期間に影響を与えます。

固定資産の減損

当社グループは、「固定資産の減損に係る会計基準」において対象とされる固定資産について、主に教場の営業活動から生じる損益が継続してマイナスとなる場合や、のれんの超過収益力が見込めなくなった場合には、減損の兆候があると判断し、減損処理を行っております。

目標とする経営指標の達成状況

当連結会計年度の業績については、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態及び経営成績の状況」に記載のとおりであります。その結果、ROE（自己資本利益率）は7.0%となりました。

2020年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、現段階において合理的に算定することが困難であると判断し、未定としております。今後、業績予想の算定が可能となった段階で速やかに開示いたします。

当業界におきましては少子化の中、顧客の選別志向は更に高まり、同業他社や他業態との競争激化など、引き続き厳しい経営環境が続くものと考えられます。

このような中、当社グループでは「社会で活躍できる人づくりを実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンに基づき、生涯学習化・グローバル化に応じたマーケットの拡充に努め、事業の拡大を図ってまいります。

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因につきましては、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきましては、次のとおりであります。

当社グループでは、運転資金及び設備投資資金につきましては、自己資金または借入金により資金を調達しております。このうち、借入による資金調達手段は、運転資金については短期借入金、設備投資資金については長期借入金による調達を基本としております。

なお、当連結会計年度末の有利子負債の残高と今後の返済予定は以下のとおりであります。

有利子負債	合計 (千円)	1年以内 (千円)	1年超3年内 (千円)	3年超5年内 (千円)	5年超10年内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	1,100,000	1,100,000	-	-	-	-
長期借入金	296,989	87,936	109,052	18,578	40,024	41,397
リース債務	73,501	17,706	23,141	15,246	17,407	-
合計	1,470,491	1,205,606	132,230	33,824	57,431	41,397

4【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5【研究開発活動】

特記すべき事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における当社グループの設備投資（有形固定資産のほかソフトウェア等の無形固定資産を含む）の総額は640百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) 学習塾事業

当連結会計年度の主な設備投資は、校舎の新規開校・移転及びリニューアル等による建物及び建物附属設備等を中心とする総額135百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) 高校・キャリア支援事業

当連結会計年度の主な設備投資は、校舎のリニューアル及びIT関連に係る投資を中心とする総額52百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) その他

当連結会計年度の主な設備投資は、新規ソフトウェアの開発を中心とする総額434百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(4) 全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、IT関連に係る投資等を中心とする総額17百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (主な所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
第一ゼミナール 松原天美校 他118校 (大阪府松原市他)	学習塾事業	教場設備	919,430	117,975 (654.48)	-	15,727	1,053,132	236 (434)
第一学院高等学校 高萩本校他1校 (茨城県高萩市他) 第一学院 札幌校他35校 (札幌市北区他)	高校・キャリア支援 事業	教場設備	330,881	45,610 (7,523.00)	-	24,735	401,228	184 (126)
ブルードルフィンズ 御影校他9校 (神戸市東灘区他)	その他	教場設備	31,843	-	-	4,520	36,363	59 (53)
本社、東京本部 その他 (大阪市中央区他)	-	事務所・研修所 等設備	37,607	83,984 (3,244.09)	12,222	16,666	150,480	32 (7)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額「その他」は、「工具、器具及び備品」、「車両運搬具」、「建設仮勘定」であります。
4. 従業員数は就業人員数であり、()内は臨時雇用者(非常勤講師及びパート職員)の人数を外数で記載しておりますが、非常勤講師の場合は1日当たりの就業時間数を5時間として、またパート職員の場合は1日当たりの就業時間数を8時間として換算した年間の平均人数を記載しております。
5. 上記の他、連結会社以外から賃借している主な設備の内容は、下記のとおりであります。

名称	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (千円)	リース契約残高 (千円)
土地・建物 (オペレーティング・リース)	学習塾事業、高校・キャリア支援事業	教場設備	135,635	483,243

(2) 国内子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (人)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	リース資産	その他	合計	
(株)学習受験社	博多教室他14校 (福岡市博多区他)	学習塾事業	教場設備	80,857	25,794 (3,637.99)	-	4,061	110,713	47 (31)
京大ゼミナール 久保塾(株)	御影教室他6教室 (神戸市東灘区他)	学習塾事業	教場設備	86,373	59,354 (166.61)	-	2,921	148,649	43 (30)
(株)Genki Global	福岡校他2校 (福岡市博多区他)	高校・ キャリア 支援事業	教場設備 ・事務所	108,518	52,740 (120.55)	5,039	1,583	167,881	5 (27)
(株)吉香	本社 (東京都千代田区)	その他	事務所	15,637	56,421 (823.35)	-	3,530	75,589	52
(株)レビックグ ローバル	本社 (東京都港区)	その他	事務所	276	-	-	28,123	28,400	25

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 帳簿価額「その他」は、「工具、器具及び備品」、「車両運搬具」であります。
4. 従業員数は就業人員数であり、()内は臨時雇用者(非常勤講師及びパート職員)の人数を外数で記載しておりますが、非常勤講師の場合は1日当たりの就業時間数を5時間として、またパート職員の場合は1日当たりの就業時間数を8時間として換算した年間の平均人数を記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社グループの設備投資につきましては、中期経営計画をベースにし、年度予算、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 ブルードルフィンズ アフタースクール 2校	近畿圏内	その他	教室の新設	10,000	-	自己資金	2020年 4月	2021年 3月	100
合計				10,000	-				100

(注) 1. 完成後の増加能力は、教場の座席数で記載しております。
2. 金額には消費税等は含んでおりません。

(2) 重要な設備の移転、除却等

事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 東京本部	東京都 港区	その他	統合移転	20,000	8,931	自己資金	2020年 3月	2020年 5月	-
合計				20,000	8,931				-

(注) 金額には消費税等は含んでおりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	44,760,000
計	44,760,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2020年3月31日)	提出日現在発行数 (株) (2020年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	10,440,000	10,440,000	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数 100株
計	10,440,000	10,440,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2015年7月23日	2016年6月24日	2017年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 執行役員 1	当社取締役 4 執行役員 1	当社取締役 5 執行役員 1
新株予約権の数(個)	281	388	259
新株予約権の目的となる株式 の種類、内容及び数(株)	普通株式 28,100 (注)1	普通株式 38,800 (注)1	普通株式 25,900 (注)1
新株予約権の行使時の 払込金額(円)	1	1	1
新株予約権の行使期間	自 2015年7月25日 至 2035年7月24日	自 2016年7月26日 至 2036年7月25日	自 2017年7月24日 至 2037年7月23日
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円)	発行価格 317 資本組入額 (注)2	発行価格 285 資本組入額 (注)2	発行価格 326 資本組入額 (注)2
新株予約権の行使の条件	取締役、執行役員及び使用人のいずれの地位をも喪失した日から10日間以内に、一括して行使する。		
新株予約権の譲渡に関する事 項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。		
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注)3		

当事業年度の末日(2020年3月31日)における内容を記載しております。提出日の前月末現在(2020年5月31日)において、記載すべき内容が当事業年度の末日における内容から変更がないため、提出日の前月末現在に係る記載を省略しております。

(注) 1 新株予約権の目的である株式の数は新株予約権1個当たり100株とします。

なお、当社が株式の分割又は併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割又は併合の比率

また、新株予約権発行日後に当社が合併又は会社分割を行う場合等、新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とする場合には、合併又は会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲内で目的たる株式数を調整するものとします。

なお、株式の数の調整を行った場合には、発行する新株予約権の数についても上記と同様の調整を行うものとします。

- 2 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とします。
- 3 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとします。この場合において、残存新株予約権は消滅するものとします。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとします。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点における残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、（注）1に準じて決定します。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編後の行使価額に新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とします。
再編後行使価格は再編対象会社の株式1株当たり1円とします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める残存新株予約権を行使することができる期間の末日までとします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
（注）2に準じて決定します。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役の決定」とします。）による承認を要するものとします。
 - (8) 新株予約権の行使の条件
上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定するものとします。
 - (9) 再編対象会社による新株予約権の取得条項
以下、 から の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとします。
当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について、当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によって、その全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2001年9月5日～ 2001年9月19日	1,000,000	10,440,000	-	1,299,375	-	1,517,213

(注) 2001年9月の発行済株式総数減少は、利益による自己株式の消却によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2020年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	9	23	39	27	2	3,221	3,321	-
所有株式数 (単元)	-	7,655	4,111	24,691	11,238	6	56,679	104,380	2,000
所有株式数の 割合(%)	-	7.33	3.94	23.65	10.76	0.01	54.31	100	-

(注) 1. 自己株式916,028株については、「個人その他」に9,160単元及び「単元未満株式の状況」に28株を含めて記載しております。なお、自己株式916,028株は株主名簿記載上の株式数であり、2020年3月31日現在の実保有株式数は915,028株であります。

2. 「その他の法人」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、228単元含まれております。

(6)【大株主の状況】

2020年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社ヒントアンドヒット	大阪市中央区備後町3-3-3	1,053	11.05
堀川直人	大阪府松原市	466	4.89
堀川明人	大阪府松原市	466	4.89
株式会社ウィザス社員持株会	大阪市中央区備後町3-6-2	438	4.59
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL (常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社)	PLUMTREE COURT, 25 SHOE LANE, LONDON EC4A 4AU, U.K (東京都港区六本木6丁目10番1号 六本木ヒルズ森タワー)	350	3.68
株式会社学研ホールディングス	東京都品川区西五反田2-11-8	300	3.15
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 1300002 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	EUROPEAN BANK AND BUSINESS CENTER 6, ROUTE DE TREVES, L-2633 SENNINGERBERG, LUXEMBOURG (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティ A棟)	296	3.10
株式会社明光ネットワーク ジャパン	東京都新宿区西新宿7-20-1	267	2.81
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	249	2.61
堀川一晃	大阪府松原市	221	2.32
計	-	4,107	43.13

(注) 自己株式が915千株あります。

(7)【議決権の状況】
【発行済株式】

2020年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 915,000	-	単元株式数100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 9,523,000	95,230	同上
単元未満株式	普通株式 2,000	-	-
発行済株式総数	10,440,000	-	-
総株主の議決権	-	95,230	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が22,800株及び自己株式のうち実質的に保有していない株式1,000株が含まれております。また、「議決権の数(個)」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数228個及び自己株式のうち実質的に保有していない株式に係る議決権の数10個が含まれております。

【自己株式等】

2020年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社ウィザス	大阪市中央区備後町 3-6-2 KFセンタービル	915,000	-	915,000	8.76
計	-	915,000	-	915,000	8.76

(注) 上記のほか株主名簿上は当社名義となっておりますが、実質的に保有していない株式が1,000株あります。なお、当該株式数は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式に含まれております。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

- (1)【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(譲渡制限付株式報酬等としての処理)	52,200	20,723,922	-	-
保有自己株式数	915,028	-	915,028	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2020年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り又は売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと考えており、将来における企業成長と経営環境の変化に対応するための投資や強固な財務体質構築に資する内部留保資金を確保しつつ、継続的な配当による株主への利益還元を積極的に行うことを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。

当事業年度の剰余金の配当は、上記方針に基づき1株当たり16円00銭の配当(うち中間配当6円)を実施することを決定しました。

今後もこれまでの方向性を基本方針として継続してまいります。当業界を取り巻く厳しい競争に対処するための内部留保の充実にも十分留意しながら、剰余金の配当を決定してまいります。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお当社は、「会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる。」旨を定款に定めております。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2019年11月11日 取締役会決議	57,149	6.0
2020年5月22日 取締役会決議	95,249	10.0

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は「社会で活躍できる人づくりを実現できる最高の教育機関をめざす」ことをコーポレート・ビジョンに掲げており、経営理念である「顧客への貢献」「社員への貢献」「社会への貢献」の実現を通して社会の進歩と発展に寄与してまいります。また、コーポレート・ガバナンスの基本方針としては、経営における意思決定及び業務執行の効率化・透明性を向上させ、企業価値・株主共同の利益を持続的に向上することとしております。そのため、コンプライアンス経営の徹底、リスクマネジメントの強化、監査体制の充実がその軸をなすものと考えており、グループ企業共通の体制整備を図り、コーポレート・ガバナンスの構築・維持に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ 企業統治の体制の概要

当社は、監査役会設置会社として、取締役による迅速な意思決定と取締役会の活性化を図るとともに、経営監視機能の客観性及び中立性を確保することにより、経営の公正性及び透明性を確立する経営体制を構築し、コーポレート・ガバナンスの充実が図れる体制としております。

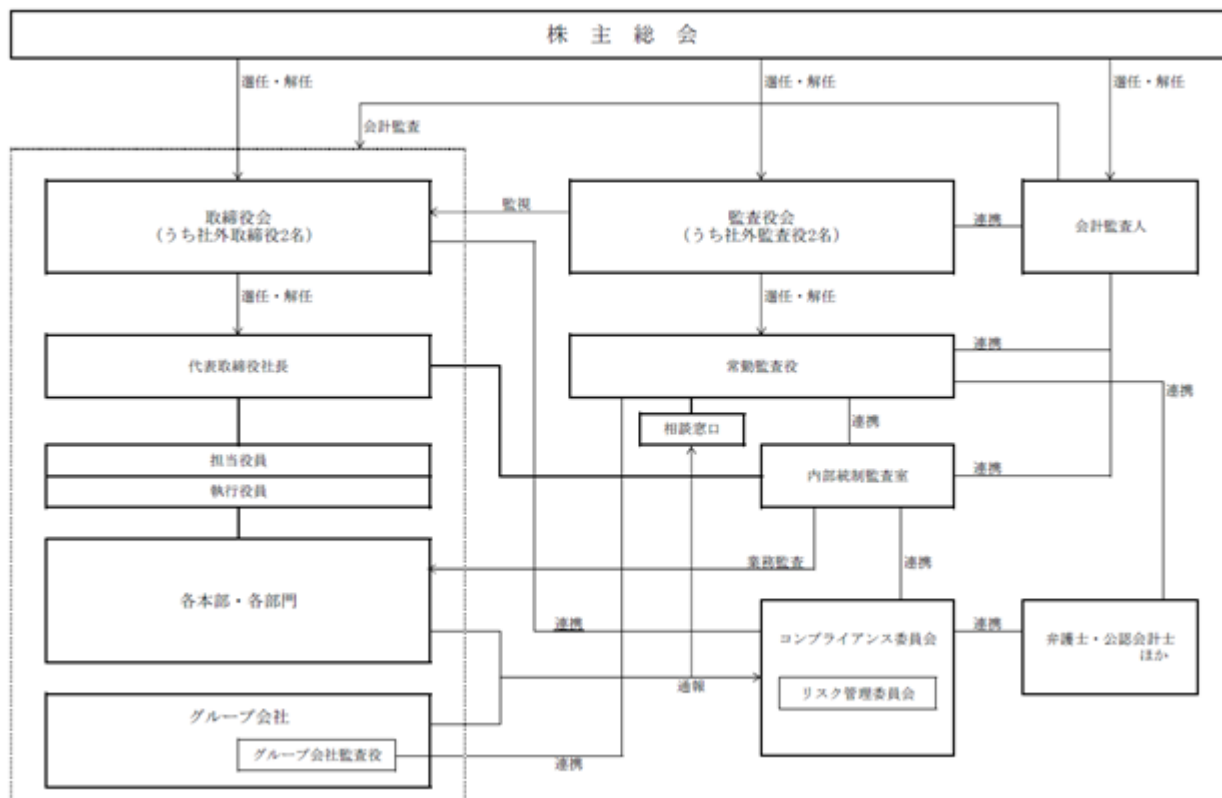
(取締役会)

取締役会は現在6名(取締役4名、社外取締役2名)で構成されており、その構成員は「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。取締役会は経営の基本方針、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定する場として、原則月1回の開催に加えて、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。また、経営の意思決定の迅速化と業績管理責任の明確化を目的として執行役員制度を導入しております。取締役と執行役員が連携して、企業価値向上のため業績確保・業務改革・顧客満足度やI Rの視点等検討テーマを提案・検討して業務遂行に反映させております。

(監査役会)

監査役会は現在3名(常勤監査役1名、社外監査役2名)で構成されており、その構成員は「(2) 役員の状況」に記載のとおりであります。監査役は監査役会を定期的で開催し、監査予定や結果についての意見交換・協議を行い、その結果については取締役会にて報告しております。また、監査役は月次の取締役会のほか、社内の重要会議に出席し、取締役の職務執行・意思決定について適切に監督しております。

会社の機関・内部統制の関係図



□ 企業統治の体制を採用する理由

当社は、監査役会設置会社として少数の取締役（6名）により、客観性を担保しつつ迅速な意思決定と取締役会の活性化を図り、経営の公正性及び透明性の確立を実現してまいりました。社外監査役（2名）の充実により、経営の監視機能の面では十分に機能する体制が整っているものと判断しております。また、社外監査役1名を独立役員として指名しており当該監査役は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会に参加することにより、取締役の職務執行の状況について明確な説明を求めることとなり、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しております。

企業統治に関するその他の事項

イ 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、業務の適正を確保するための基本方針として「内部統制システム構築の基本方針」を取締役に於て決議しております。決議内容については以下のとおりであります。

(イ) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役、従業員を含めた法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、会議や研修において全取締役及び従業員に継続的に伝達することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点として徹底する。

取締役会については「取締役会規則」を定め、取締役間の意思の疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令又は定款に違反する行為を未然に防止する。

監査役及び内部統制監査室は、各部門の責任者と連携し、コンプライアンス体制の調査、法令又は定款上に違反及び違反の疑義がある行為の問題の有無を調査し、取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

代表取締役はコンプライアンス統括責任者を任命し、コンプライアンス統括責任者を委員長とするコンプライアンス委員会を常設の機関として設置し、コンプライアンス体勢の構築、維持・整備にあたる。また、コンプライアンス上の問題等が生じた場合、審議した結果を取締役に適宜報告する。

当社の事業活動又は取締役及び従業員に法令もしくは定款上の違反の疑義がある行為等を発見した場合、それを告発しても当該者に不利益な扱いを行わない旨等を規定する「社内通報保護規程」を制定する。

(ロ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について

「文書管理規程」を定め、保存・管理すべき情報の保存期間及び管理方法、情報の漏洩、滅失、紛失時等の対応方法を規定し、これに基づき当該情報を文書又は電磁的媒体に記録し、安全かつ検索性の高い状態で整理・保存する。

前号の文書又は電磁媒体は、本社において、取締役又は監査役からの閲覧要請に対して速やかに応じることが出来る状態で保管する。監査役は保存及び管理の状況について規程に準じて実施されているかについて監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(ハ) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

業務執行に係るリスクをトータルに認識・評価し適切なリスク対応を行うために「経営リスク管理規程」を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。

リスク管理の実効性を確保するため、担当取締役を委員長とするリスク管理委員会を設置する。リスク管理委員会はリスク管理の方針の決定、リスク管理に係るリスクの評価及びリスクの予防措置の検討を行うとともに、カテゴリーごとのリスクを体系的に管理するため、適宜カテゴリー別ワーキンググループを設置し、各カテゴリーに係るリスクの具体的対応策及び予防措置の検討を行い、カテゴリーごとのリスク管理体制を確立する。

不測の事態が発生した場合の手続を含む危機管理体制を整備し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止し被害を最小限に止める。

監査役及び内部統制監査室は、各カテゴリーのリスク管理状況を監査し、その結果を取締役に報告する。取締役会は定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(ニ) 取締役の職務が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、事業部門を管掌する執行役員と取締役との連携を図り、取締役会の意思を効率的に各部門の業務遂行に反映させる。

各本部担当取締役は、経営計画に基づいた各本部が実施すべき具体的な施策及び効率的な業務遂行体制を決定するとともに、その遂行状況を取締役に於て定期的に報告させ、効率的な業務遂行を阻害する要因の分析とその改善を図る。

- (ホ) その他の当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社子会社の所轄業務についてはその自主性を尊重しつつも、一定の事項については当社に報告を求めることにより、各子会社の経営管理を行う。
「関係会社管理規程」に基づき、当社子会社と一体となったコンプライアンスの推進を行うものとし、各子会社において当社に準拠したコンプライアンス規程を整備する。
当社及び当社子会社において、コンプライアンス体制、情報管理体制、リスク管理体制など各体制の統一を図り、情報の共有化を行う。
年2回、代表取締役から当社グループ全体の経営理念や経営方針を当社及び当社子会社の全取締役及び従業員に伝達することにより、企業活動の原点である法令遵守と社会倫理の遵守を徹底し、経営の効率化を確保する。
監査役と内部統制監査室は、定期または随時にグループ管理体制や親子間取引等について監査を行い、その結果を取締役に報告する。
当社子会社においても「社内通報保護規程」を適用する。
- (ヘ) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人（以下「監査役補助者」という）を指名することが出来る。
- (ト) 監査役補助者の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役補助者は、その指名されている期間中、専ら監査役の指揮命令に従い、取締役の指揮命令は受けないものとする。
監査役補助者は、その指名されている期間中、業務の執行に係る役職を兼務しないものとする。
- (チ) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款に違反する行為を認知した場合のほか、重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準の変更、内部監査の実施状況、重要な月次報告、その他必要な重要事項を、法令及び「監査役会規則」並びに「監査役監査基準」等の社内規程に基づき監査役に報告するものとする。
監査役は重要な意思決定プロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会及びその他重要会議に出席するとともに、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、確認すべき事項があれば取締役及び従業員に説明を求めるものとする。
代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため定期的な会合をもつこととする。
監査役は独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部統制監査室及び会計監査人及び各部門の責任者並びに各子会社の監査役と緊密な連携を保ちながら、自らの監査結果の達成を図る。
当社グループ全体に「社内通報保護規程」を適用するとともに、監査役による社内相談窓口を設け、全取締役及び従業員に周知徹底する。
監査役の職務執行に関して生じる費用については、監査役からの請求により所定の手続きを経て会社が負担する。
監査役は、職務執行に必要な場合には、弁護士又は公認会計士等外部専門家と連携する。
- ロ 責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約をしております。
- ハ 取締役の定数
当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。
- ニ 取締役の選任の決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。
- ホ 剰余金の配当等の決定機関
当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

へ 自己株式の取得の決定機関

当社は、会社法第165条第2項の定めにより、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、機動的な自己株式の取得を可能にすることを目的とするものであります。

ト 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

チ その他

前項以外に弁護士、税理士等と顧問契約を締結し、必要に応じアドバイスを受けております。

リ 株式会社の支配に関する基本方針について

(イ) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社企業価値の源泉である当社の教育理念及び経営理念、多くのステークホルダーとの信頼関係を理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を、中長期的に確保、向上させ得る者が望ましいと考えております。

もとより、当社取締役会は、当社が上場企業である以上、当社株式等の売買は、当社株主の皆様の判断においてなされるのが原則であり、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合においても、その諾否は、最終的には株主の皆様の自由なご意思により判断されるべきものであると考えており、大規模買付行為を全て否定するものではありません。

しかしながら、当社株式等の大規模買付行為が行われる場合、その目的・手法等から見て会社に回復し難い損害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討し、或いは当社取締役会が代替案を提示するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為が行われる可能性も否定できません。

当社は、当社株式等に対してこのような大規模買付行為を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適切でないと考えております。

(ロ) 当社の財産の有効活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

・ 当社の教育理念・経営理念及び企業価値の源泉

教育理念

当社は、1976年（昭和51年）「学研塾」（学習塾・現第一ゼミナール）の創業以来、幼児から高校生までを対象に教科学習指導や進学受験指導、能力開発指導と、独自のメソッドで生徒の自他肯定感を高めて効果を引き出す学力指導を行う「学習塾事業」、広域通信・単位制高等学校の運営と海外からの留学生を対象とした日本語教育サービスや日本語教師の派遣を行う「高校・キャリア支援事業」を主たる事業として営み、さらに、速読速解システム等の提供やICT機器アプリ、ネットワーク等のソリューションサービスのワンストップでの提供を行うICT教育・能力開発事業、企業向け社員教育コンテンツの開発・販売を行う企業内研修ポータルサイト事業、通訳・翻訳及びスペシャリスト派遣等のランゲージサービス事業、英語教育や学童保育を通じて幼児期から世界で通用するコミュニケーション力を育む幼児・学童英語事業、健康・介護予防等のQOLサービスを提供するヘルスケア事業を展開してまいりました。

こうした取組みの根底には、「1 / 1の教育」という当社独自の教育理念があります。当社は上記の事業全般において、一人ひとりが年齢や性別、能力等に応じて社会で活躍できる人（社会に貢献できる人）となるように「育む」ことが重要と考えています。

このように、当社は、上記の教育理念のもとに、一貫して教育（人づくり）の分野で事業を展開してきたものであり、顧客と当社との間でこれまでの実績（生徒の希望進路実現や成績向上などの成果）に裏打ちされた強固な信頼関係を構築するのは勿論のこと、地域に根差し、地域とともに人を育む教育を実現してきたことに加えて、近年ICTを活用した多様なサービス提供や複雑な世界情勢を踏まえて求められるグローバル人材育成のためのサービス提供が、顧客からの一層の支持信頼の拡大に寄与してきております。これらの施策の結果として、他社との差別化が図られ、それぞれの分野で、また現状展開している地域での確固たる地位を築き、そのネットワークの拡大に努めてきております。

経営理念

当社は、「顧客への貢献」、「社員への貢献」、「社会への貢献」を経営理念としており、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」ことをコーポレートビジョンとして掲げております。

教育事業を行う企業として、その企業価値を高めるためには、顧客の満足度を高めることが重要であり、そのためには多様化する顧客のニーズに応え続け、「顧客への貢献」を実現することが必要です。そして、

当社の教員（社員）の教える能力と育む能力が高くなければ、期待される教育成果が上がらず、結果として顧客の満足は得られません。そのため、当社社員の能力を高めることが必要不可欠であり、当社は社員の成長に貢献すること「社員への貢献」が必要となります。高い能力を有する社員は、顧客の満足度を高め、当社の業績の向上をもたらす、企業価値を高めることとなります。

また、当社は、広域通信・単位制高等学校の運営を通じて公教育の一翼を担うという役割を果たしており、各地域において健全な公教育の運営の一翼を担っていくために、単に短期的な利益の実現を目指すのではなく、中長期的な経営の安定と社会的貢献の視野に立った経営を行うことが必要となります。そして、当社がかかると公共的使命を果たすことにより社会的認知度と顧客信頼度を高め、「社会への貢献」を実現していくことが、当社の企業価値の向上につながるものと考えます。

企業価値の源泉

顧客ニーズに対応した学力向上や上級学校への進学実績はもとより、「1 / 1の教育」という当社独自の教育理念に基づいて子供の将来を見据えた教育を行うことは、新たな教育市場を創出するとともに、他の教育事業者との差別化を図ることによって、当社の企業価値を高める要因となり得るものと考えております。

当社が、かかる教育理念に基づいて教育事業を展開し、「顧客への貢献」、「社員への貢献」を実現するとともに、公教育の一翼を担うものとして「社会への貢献」を実現することによって経営理念を実現することができれば、自ずとコーポレートビジョンが実現され、業績向上を通じて、企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させていくことができるものと考えます。

また、当社及び当社連結子会社（以下「当社グループ」といいます。）が、持続的な成長を実現していくためには、1976年（昭和51年）の創業以来蓄積された専門知識・経験・ノウハウ、優秀な人材、役務提供能力（教える能力）並びに生徒・保護者及び地域社会その他のステークホルダーの皆様との間に築かれた適切な信頼関係を維持することが必要不可欠であり、さらに、これらを向上させるとともに、独自の教育プログラム及び教育やシステムの開発、新たな需要・市場の創造に積極的に挑戦していくことが必要です。かかる挑戦を担うのは、当社が培ってきた、また、今後も経営理念に基づいてその成長を促していく社員と経営陣によって構成される組織の力です。

このように、当社の企業価値は、こうした教育理念、経営理念、社員と経営陣の信頼関係に基礎をおく組織力、多くのステークホルダーの皆様との間の信頼関係、その他の有形無形の財産に源泉を有するものということができます。

・企業価値向上への中長期的な取組み

中長期的な事業展開と企業価値向上

a 中長期的な取組みの方向性

当社は、以上の経営理念、教育理念のもと、「“社会で活躍できる人づくり”を実現できる最高の教育機関をめざす」というコーポレートビジョンの具現化を継続して追究してきております。その取組みの基本スタンスは、理念の理解、共有に全社員で取組み、すべての業務に共通する行動規範並びに行動ベクトルを共有し、各地域での信頼獲得と生徒数拡大を目指していくというものです。

b 各事業分野での具体的施策

当社は、常に中長期的な視野を持って、「学習塾事業」、「高校・キャリア支援事業」の充実を図るとともに、ICT教育・能力開発事業、企業内研修ポータルサイト事業、ランゲージサービス事業、幼児・学童英語事業、ヘルスケア事業を拡大し、それぞれの収益事業を展開することで、より一層の経営基盤の強化を図ってまいります。また、今後の経営基盤をより一層強固なものとするため既存事業の充実と合わせて積極的にグローバル事業等の新分野に挑戦することで競合優位に導く施策を実施し、これによって高いレベルでの顧客の満足と社員の満足の両立と企業価値の向上を実現してまいります。そして、成果として得られた企業業績の向上による価値を株主・顧客・社員に対し還元していくことで、さらなる企業価値創造に結び付けてまいります。

（「学習塾事業」部門）

学習塾事業においては、集団指導や個別指導といった、生徒・保護者の多様な教育ニーズに応え得るサービスの提供を拡充するとともに、中学受験・高校受験・大学受験と一貫して、独自の教育メソッドに基づくプログラムを用いて主体的な学びの実践による学力の向上と人間力の成長による成績向上に柱を置いた指導をしてきております。また、ICTを活用し、教育改革や大学入試改革、新学習指導要領への移行にも対応する新たなプログラムの開発に努めながら、顧客満足度向上のため、サービス全体の品質向上を目指し当社指導スタッフへの指導研修強化を行うなど、競合力の強化と人材の育成を図りつつ、一層の認知拡大と収益の拡大に結び付けてまいります。

（「高校・キャリア支援事業」部門）

高校・キャリア支援事業は、通信制高校・キャリア教育・日本語教育サービスを事業の中心としております。通信制高校の認知が広がる中、急速な技術の進化や学習スタイルの変化に合わせて独自のICT教育とスペシャリスト育成に貢献する魅力的なコースの拡充を図ってまいりました。また、日本語教育サービスにおいても、アジア圏からの日本語学習者・留学生を多く迎える株式会社エヌ・アイ・エスと、欧米諸国からの日本語学習者・留学生を多く迎える株式会社Genki Globalを中心に、高まる日本語学習ニーズに応えるとともに

に、日本語教師の派遣にも対応し、外国人労働者受入企業の支援等につなげ、競合他社との更なる差別化を図ってまいります。

(その他)

その他においては、小学生から社会人までの幅広い年齢層を対象とした速読速解システム等の製作・販売やICT機器やアプリ、ネットワークを用いたソリューションサービスをワンストップで提供し、当社グループのみならず学びの環境づくりをサポートするICT教育・能力開発事業、企業向けe-ラーニングサービスを展開し、学習スタイルや学習方法に応じた最適な教育の開発と学習環境のプロデュース、ナレッジ継承のための社員教育コンテンツの開発・販売を行う企業内研修ポータルサイト事業、通訳・翻訳の分野において90カ国にのぼる多様な言語対応と24時間体制での国際報道サポート、インバウンド需要に対応するため、語学力の高いスペシャリスト派遣等、高度人材サービスを提供するランゲージサービス事業、学校英語の枠組みとは異なる、本物のコミュニケーション能力を育む教育スタイルを実践し、英語教育の早期化及び学童保育のニーズに応える幼児・学童英語事業、健康・介護予防等のQOLサービスとして、日常生活の心身機能の向上・維持のための介護予防特化型デイサービスを提供するヘルスケア事業を当社グループ全体で提供し、総合教育サービスとして次代に向けた教育ニーズに応え、顧客への一層のサービス力向上を目指してまいります。

八当社事業モデルの社会的価値について

上記のような具体的な施策は、すべて社会で活躍できる(社会に貢献できる)人づくりという観点から策定されたものであります。世界経済は、米中貿易摩擦、英国のEU離脱、新型コロナウイルス感染症拡大等の影響を受け、景気の先行きが不透明な状況にあります。また、国内経済も、雇用・所得環境の改善が続き、個人消費も緩やかに回復基調に入っていたものの、新型コロナウイルス感染症の影響による不透明感と、天災や少子化等社会的な問題による将来への不安感も依然として大きい状況にあります。そのような中、今と未来を見据え顧客にさまざまな選択肢を用意し、幅広い分野で活躍できる人材を育成する当社の事業モデルは社会的見地からも社会性・公共性を含んだ、意義の大きいものと言えます。また、キャリア教育が欧米に比べて不十分なわが国の公教育を補うことはもとより、さらに将来に向けて夢を持ち続ける子供たちの支援活動という意味で、極めて公共性の高い事業でもあります。

コーポレートガバナンスの充実、コンプライアンスの徹底

当社は、コーポレートガバナンスの充実及びコンプライアンスの徹底を当社グループ全体の経営の軸として、株主及びステークホルダーの皆様の信頼と期待に応え、当社の企業価値の向上に努めております。

当社はコーポレートガバナンス充実策の一環として、企業の事業経営、事業戦略に関する豊富な経験がある社外取締役2名と弁護士、公認会計士という立場での、企業の経営管理のあり方に高い見識を有する社外監査役2名を選任しております。また、取締役会の機能を経営の基本方針、経営に関する重要事項の意思決定機関、取締役の職務執行の監督機関と明確に位置づけております。さらに、取締役の職務執行を補完し、より事業運営を円滑に進めるために執行役員制度を設け、執行役員が取締役と連携し、企業価値向上を目指し業績確保・業務改革・顧客満足度向上実現やIR拡充などの主要経営管理機能の充実にスポットを当て、業務執行に反映させております。

また、当社はコンプライアンスの徹底策として、2006年5月19日に内部統制システム構築の基本方針を定め、コンプライアンス委員会の設置、コンプライアンス基本規程・経営リスク管理規程・社内通報保護規程の制定を行った上で、当社グループのコンプライアンスの推進に取り組んでおり、今後も継続してコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

コーポレートガバナンスに関する詳細は、以下の当社ホームページに掲載しております。

(<https://www.with-us.co.jp/ir/info/governance/pdf/corporate.pdf>)

以上、これらの中長期的な取組みは、当社グループの企業価値を向上させるものであり、またコーポレートガバナンスの充実・コンプライアンスの徹底に向けての取組みは単年度ごとの事業計画を推進し企業価値向上を図る上での基盤となるものと考えています。従って、かかる取組みは上記基本方針に沿うものと考えます。

(八) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2017年6月23日開催の当社定時株主総会にて株主の皆様のご承認をいただき、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下「現対応策」といいます。)を継続いたしました。

現対応策は、2020年6月24日開催の定時株主総会の終結の時をもって有効期間が満了となりました。

これを受けて、当社は、当社を取り巻く事業環境や情勢の変化等を踏まえ、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(会社法施行規則第118条第3号口(2))として、「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」(以下「本対応策」といいます。)を3年間更新することを、2020年5月14日開催の当社取締役会で決議し、2020年6月24日開催の定時株主総会で株主の皆様のご承認を得ました。

・本対応策更新の目的

本対応策は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損することを防止するための取組みとして更新されるものです。

上記のとおり、当社グループが、経営理念（上記(口) . をご参照下さい。）を実現させるとともに、企業価値を向上させるためには、専門知識・経験・ノウハウ、優秀な人材、役務提供能力（教養育む能力）、生徒・保護者及び地域社会その他のステークホルダーの皆様との間に築かれた適切な信頼関係を維持すること、これらを向上させるとともに、独自の教育プログラム及び教育やシステムの開発、新たな需要・市場の創造を行うことが必要不可欠です。これらが、当社株式等の大規模買付行為を行う者により中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになりません。

また、当社は広域通信・単位制高等学校の運営を通じて公教育の一翼を担うという公共的役割を果たしており、当社株式等の大規模買付行為を行う者が公共的使命についての認識を共有しないとすれば、当社グループの社会的信頼を損ね、当社の企業価値を毀損する結果につながる可能性もあります。

さらに、外部者である買付者からの当社株式等の大規模買付行為の提案を受けた際には、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他当社の企業価値を構成する事項等を、株主の皆様が適切に把握し、当該買付者による当社株式等の大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断していただく必要があります。

以上より、当社取締役会は、当社株式等の大規模買付行為が一定の合理的なルールに従って行われることが、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や現に当社の経営を担っている取締役会の意見等の提供を受けること、また、代替案の提示を受ける機会の確保につながり、これにより株主の皆様が十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、もって当社の企業価値ひいては株主共同の利益を維持・向上させ、これらを毀損することを防止するものと考えております。

なお、当社の株主構成において、当社創業者及びその関係会社と関係者（以下「当社創業者関係者ら」といいます。）の当社株式の保有割合は、現在、合計で21.13%であります。その保有割合が50%を下回っていることに鑑みますと、今後、当社株式に対して企業価値及び株主共同の利益を毀損するような大量買付行為が行われる可能性は十分に有り得るものと認められ、また、当社創業者関係者らの保有割合も譲渡又は相続等各々の事情に基づき減少していく可能性も否定できません。

以上の次第で、大規模買付行為がなされる場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定するとともに、上記の基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされる場合には、それらの者によって当社の財務及び事業の決定が支配されることを防止するための取組みとして対抗措置を含めた本対応策を更新することといたしました。

・本対応策の対象となる当社株式等の買付行為

本対応策の対象となる当社株式等の大規模買付行為とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1．特定株主グループとは、当社の株式等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は当社の株式等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2．議決権割合とは、特定株主グループが、注1の記載の場合は、当該保有者の株式等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株式等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとします。）又は特定株主グループが、注1の記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株式等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。株式等保有割合又は株式等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書並びにその他金融商品取引法に基づき当社が提出し、公衆の縦覧に供される書類のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3．金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下、特に断りがない限り同じとします。

．大規模買付ルールの概要

本対応策における大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、又は株主意思確認総会（下記．にて定義いたします。以下同じ。）を開催する場合にあっては当該株主意思確認総会終了後に、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始することができない、というものであり、その具体的内容は以下のとおりです。

意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び以下の内容等を記載した意向表明書を、日本語にてご提出いただきます。なお、誓約文言については、当社取締役会と独立委員会（本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するために設置される会議体であり、業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者により構成され、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、対抗措置の発動の是非等について、当社取締役会の諮問に対して勧告を行います。詳細は下記．をご参照下さい。以下同じ。）が妥当と認める文言とします。

大規模買付者の名称及び住所

設立準拠法

代表者の氏名

国内連絡先

提案する大規模買付行為の概要

大規模買付情報の提供

当社取締役会は、上記(1)に記載の意向表明書受領後、10営業日以内に株主及び投資家の皆様の判断並びに取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報（以下「大規模買付情報」といいます。）のリストを大規模買付者に対して交付いたしますので、大規模買付者には、リストに従って十分な情報を日本語で当社に提供していただきます。当初提供していただいた情報を精査した結果、それだけでは不足していると考えられる場合には、当社取締役会は大規模買付者に対して十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供を求めます。大規模買付情報の具体的内容は大規模買付者の属性及び大規模買付行為の内容によって異なりますが、一般的な項目は以下のとおりです。

- a 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者、主要な株主又は出資者、並びに重要な子会社及び関連会社を含み、大規模買付者がファンド又はその出資に係る事業体である場合は主要な組合員、出資者（直接又は間接を問いません。）その他の構成員、業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。）の詳細（具体的名称、資本構成、出資割合、財務内容、事業内容、役員等の氏名及び略歴、並びに当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- b 大規模買付行為の目的、方法及び内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現の可能性、大規模買付行為完了後に当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただく場合があります。）
- c 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の対価の算定根拠等（算定の前提となる事実及び仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容（そのうち他の株主に対して分配されるシナジーの内容を含みます。）及びその算定根拠等を含みます。）
- d 大規模買付行為に係る買付けその他の取得の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、担保の内容、資金提供が実行されるための条件の有無、資金提供後の誓約事項並びに内容並びに関連する取引の内容を含みます。）
- e 大規模買付行為完了後に意図している当社グループの経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為完了後における当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画・予定を含みます。）
- f 大規模買付行為完了後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係るステークホルダーの処遇方針
- g その他当社取締役会及び独立委員会が合理的に必要と判断する情報

大規模買付情報のリストの交付後、大規模買付者には、当社取締役会に対して適宜当社取締役会が要求した追加の大規模買付情報を提供していただき、当社取締役会から大規模買付者に対して大規模買付情報のリストが交付されてから60日以内に大規模買付情報の提供を完了していただくこととします（以下「大規模買

付情報提供期間」といいます。)。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、当社取締役会は、大規模買付行為の内容及び規模並びに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、大規模買付情報提供期間を延長することができるものとします(ただし、延長の期間は上限を30日間とします。)。他方、当社取締役会は、大規模買付情報提供期間満了前であっても大規模買付情報の提供が完了した場合には、直ちに大規模買付情報提供期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。大規模買付者から提供された大規模買付情報が十分か否か、当社取締役会が要求した大規模買付情報の内容・範囲が妥当か否か、大規模買付情報の提供が完了したと判断できるか否か、及び大規模買付情報提供期間を延長するか否かについては、当社取締役会が独立委員会の勧告等(下記(八) . に定義いたします。以下同じ。)を最大限尊重した上で決定いたします。

当社取締役会は、大規模買付行為の提案があった事実等を、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。また、当社取締役会に提供された大規模買付情報につき、当社取締役会が株主及び投資家の皆様の判断のために必要であると認めた場合には、その全部又は一部を公表することといたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者による大規模買付情報の提供が十分になされたと認めた場合又は大規模買付情報提供期間が満了した場合には、その旨を大規模買付者に通知(以下「大規模買付情報提供完了通知」といいます。)するとともに、速やかにその旨を開示いたします。

当社取締役会における評価・検討、意見の開示

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、最大60日間(対価を現金(円貨)のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合)又は最大90日間(その他の大規模買付行為の場合)を当社取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下「取締役会評価期間」といいます。)とします。大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後、又は下記 . により株主意思確認総会を開催する場合には株主意思確認総会終了後、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされた後にのみ開始されるものとします。当社取締役会は、取締役会評価期間の開始時及び終了時には、それぞれ法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家(以下「外部専門家」といいます。)の助言を受けながら、当該大規模買付行為が当社株主の共同の利益を向上させるものか否かという観点から、提供された大規模買付情報を真摯に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、大規模買付行為に関する条件の改善により当該大規模買付行為が当社株主の共同の利益に資するものとなる可能性がある場合には、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について真摯に交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、下記 . に記載の当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、又は、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合(取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。)、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、必要な範囲内で取締役会評価期間を延長することができるものとします(ただし、延長の期間は上限を30日間とします。)。この場合、当社取締役会は、取締役会評価期間の延長を必要とする理由、延長期間、その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

本対応策は、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行おうとする者を「大規模買付者」といいます。)が行われる場合に、(1)事前に大規模買付者が当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、(2)当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、または株主意思確認総会を開催する場合にあっては当該株主意思確認総会終了後に、当社取締役会において対抗措置の発動または不発動の決議がなされるまでは大規模買付行為を開始できない、という一定の合理的なルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)の遵守を大規模買付者に求める一方で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を対抗措置をもって抑止し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的とするものです。

当社の株式等について大規模買付行為が行われる場合には、まず当社取締役会宛に、大規模買付ルールに従う旨の誓約文言及び意向表明書を、日本語にて提出を求めます。当社取締役会は、意向表明書受領後、10営業日以内に株主及び投資家の皆様の判断及び取締役会としての意見形成のために必要かつ十分と考える情報(以下「大規模買付情報」といいます。)のリストを大規模買付者に対して交付し、リストに従って十分

な情報を日本語にて提供を求めます。大規模買付者は大規模買付情報のリストが交付されてから60日以内に大規模買付情報の提供を完了するものとします。もっとも、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為の内容及び規模によって異なることもありうるため、30日間を限度として、大規模買付情報の提供期間を延長することができるものとします。大規模買付者が必要情報の提供を完了した後は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を取締役会による大規模買付行為の評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）とし、当社取締役会は、独立委員会に対抗措置発動の是非、株主意思確認総会の要否その他当該大規模買付行為に関連する事項について諮問し、また、弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー等の外部専門家の助言を受けながら、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見をとりまとめます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様への代替案を提示することもあります。

当社取締役会は、本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任された委員からなる独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か、対抗措置を発動することにつき株主意思確認総会を開催するか否か等の本対応策に係る重要な判断に際しては、独立委員会に諮問するものとします。

独立委員会は当社取締役会より諮問された事項その他につき、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告等を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動、株主意思確認総会の開催を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。当社取締役会は、独立委員会の勧告、または株主意思確認総会の決議内容に従い、対抗措置の発動・不発動等の決議を行います。

なお、独立委員会が取締役会評価期間内に勧告をなすに至らない場合、又は当社取締役会が、取締役会評価期間内に大規模買付行為に対する当社取締役会の意見を形成し、当社取締役会の決定による対抗措置を講じるか否か、または、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合（取締役会決議による対抗措置を講じないとの判断に至った場合でも、株主意思確認総会を招集するか否かの判断を行うに至らない場合を含みます。）、当社取締役会は、独立委員会に諮問の上、上限を30日間として、必要な範囲で取締役会評価期間を延長することができるものとします。

当社取締役会が具体的対抗措置として、新株予約権無償割当てをする場合には、新株予約権者は、当社取締役会が定めた1円以上の額を払い込むことにより新株予約権を行使し、当社普通株式を取得することができるものとし、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属する者は行使が認められないという行使条件や、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、対価として当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。また、当社取締役会が具体的対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。当社取締役会は、このような決議を行った場合は、速やかに開示いたします。

・大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを順守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、対抗措置を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。対抗措置は、新株予約権無償割当てとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか否かの認定、及び対抗措置発動の適否については、外部専門家の助言を参考にし、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会が決定します。

なお、大規模買付者により、大規模買付ルールが遵守されなかった場合でも、当社取締役会は、下記(3) b. に定める要領（ただし、かかる場合、下記(3) b. に記載する独立委員会に対する諮問を行わないこともできるものとします。）に従って当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

a 原則

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。この場合、大規模買付行為に応じるか否かは、株主の皆様において、大規模買付者又は当社取締役会が提示する意見や代替案等をご検討のうえ、ご判断いただくこととなります。ただし、下記b又はcに該当する場合を除くものとします。

b 取締役会による対抗措置発動の場合

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、外部専門家の助言を参考にし、かつ、当社取締役会の諮問による独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、当社取締役会が、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当と判断した場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るため、当社取締役会の決定により、対抗措置を講じることがあります。具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は原則として当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。この場合、当社取締役会は、当該決定について、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

なお、当社取締役会が、大規模買付者による当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断した場合でも、当社取締役会は、下記(3) b.に定める要領に従って株主意識確認総会を開催し、対抗措置を発動することの是非について株主の皆様にご判断いただくこともできるものとします。

イ 真に当社の経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株式等を当社及び当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者(いわゆるグリーンメイラー)である場合

ロ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業活動に必要な資産、知的財産権、ノウハウ、顧客及びその他の営業秘密等を大規模買付者及びそのグループ会社等に廉価で移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で、当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者である場合

ハ 当社の経営を支配した後、当社の資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者である場合

ニ 当社の経営を一時的に支配して、当社又は当社のグループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、或いは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式等の高値売り抜けをする目的で、当社の株式等の取得を行っている又は行おうとしている者である場合

ホ 大規模買付行為における当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、或いは明確にしないで公開買付け等の株式等の買付けを行うことをいいます。)など、株主の皆様への判断の機会又は自由を制約し、株主の皆様が株式の売却を事実上強要するおそれがあると判断される場合

ヘ 大規模買付者による支配権取得により、当社の企業価値の維持向上のため不可欠な生徒を始めとする顧客、取引先、従業員、地域社会等との信頼関係が害され、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の著しい毀損が予想され、企業価値の維持及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合

ト 大規模買付者の経営者又は主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、公序良俗の観点から大規模買付者が当社の支配権を取得することが不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合

ｃ 株主意識確認総会による意思確認

大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社取締役会が、()上記 b. のイないしトに該当するおそれがあり、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれがあると判断した場合、()大規模買付行為における株式等の買付条件(買付対価の価額、種類、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含むがこれに限られない。)が当社の企業価値に照らして不十分又は不適切であると判断した場合、()その他対抗措置の発動につき株主の皆様のご意思を確認するのが相当であると判断した場合には、下記 bに定める要領に従って株主意識確認総会を開催し、対抗措置を発動すべきか否かについて、株主の皆様にご判断いただくことができるものとします。ただし、株主意識確認総会の招集に先立って、独立委員会現任委員の全員の一致によって、当該株主意識確認総会を招集する必要がない旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、当該勧告に従うものとします。なお、当社取締役会が大規模買付者の提案が株主共同の利益を向上させる提案であると判断した場合には、株主意識確認総会で株主の意思を問うまでもなく直ちに対抗措置の不発動を決議するものとします。

対抗措置を講じる場合の手続

a 上記 4.(1)に記載のとおり当社取締役会の決定により対抗措置を講じる場合、並びに上記 . bに記載のとおり当社取締役会の決定により対抗措置を講じる場合には、対抗措置を講じるに先立ち、当社取締役会是对抗措置の発動の是非について、独立委員会に諮問を行います。独立委員会は、当該大規模買付行為について、中立的な立場から慎重に評価・検討し、当社取締役会に対して勧告等を行うものとします。これを受けて、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を最大限尊重した上で、対抗措置を発動するか否かについて、取締役会評価期間内に速やかに決定するものとします。当社取締役会は、当該決定の概要その他当社取締役会が必要と判断する事項について、速やかに公表いたします。

なお、独立委員会は、上記の勧告等を行うに際し、対抗措置を発動すべきか否かについて株主意思確認総会を招集すべきである旨の勧告を行うことができるものとします（以下「株主意思確認総会招集勧告」といいます。）。独立委員会から株主意思確認総会招集勧告があった場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、
bに定める要領に従って株主意思確認総会を開催し、対抗措置を発動すべきか否かについて、株主の皆様にご判断いただくものとします。

b 上記
c 又は上記
なお書きあるいは上記
b なお書きに記載のとおり株主意思確認総会を開催する場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を招集するに先立ち、当該株主意思確認総会開催の是非について、独立委員会に諮問を行います。独立委員会は、当該諮問事項について、当該大規模買付行為について、中立的な立場から慎重に評価・検討し、独立委員会現任委員の全員が当該株主意思確認総会の開催を不要と判断したときは、当社取締役会に対して株主意思確認総会の開催を不要とする旨の勧告（以下「株主意思確認総会不要勧告」といいます。）を行うものとします。

ただし、独立委員会は、一旦株主意思確認総会不要勧告をした後も、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当該勧告を撤回して、再度異なる勧告をすることができるものとします。

株主意思確認総会不要勧告がなされた場合には、当社取締役会は取締役としての善管注意義務に反する特段の事情がない限り、当該勧告に従って、株主意思確認総会の決議に基づく対抗措置を発動しない旨の決議を行うものとします。

この場合、当社取締役会は、当該決定について、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って適時適切に開示いたします。

株主意思確認総会不要勧告がなされなかった場合（株主意思確認総会を開催すべき旨の勧告がなされた場合を含みます。）には、当社取締役会は以下の要領に従って、株主意思確認総会を開催するものとします。

イ 当社取締役会は、株主意思確認総会において議決権を行使できる株主を確定するために基準日（以下「本基準日」といいます。）を定め、本基準日の2週間前までに当社定款に定める方法により公告します。

ロ 株主意思確認総会において議決権を行使できる株主は、本基準日の最終の株主名簿に記載された株主とします。

ハ 株主意思確認総会の決議は、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数によって決するものとします。

ニ 当社取締役会は、株主意思確認総会において発動の是非を御判断いただくべき対抗措置の内容を、事前に決定の上、公表します。

ホ 大規模買付者は、株主意思確認総会が終結し、当社取締役会において対抗措置の発動又は不発動の決議がなされるまでは当社株式等の買付を開始してはならないものとします。なお、大規模買付者が当社取締役会決議時までに当社株式等の買付を開始した場合には、当社取締役会は、上記4.(1)の定めに従い、対抗措置を発動することができるものとします。

ヘ 株主意思確認総会の結果はその決議後速やかに開示するものといたします。

対抗措置の発動が承認された場合には、当社取締役会は株主意思確認総会の決議に従って、遅滞なく対抗措置の発動を決定するものといたします。

c 対抗措置としての新株予約権無償割当ての概要は別紙3に記載のとおりですが、実際に新株予約権無償割当てをする場合には、当社取締役会は、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とし、当該行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定める数の当社普通株式を交付することができる旨の取得条項を定めるなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件等を設けることがあります。

. 対抗措置の合理性及び公正性を担保するための制度及び手続

独立委員会の設置

本対応策の適正な運用及び本対応策に関する当社取締役会の恣意的な判断を排除し、その決定の客観性・合理性を確保するため、当社は、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。

独立委員会の委員は3名以上とし、その職務内容に照らし公正・中立な判断が求められることから、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役、社外監査役、又は社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任することといたします。本対応策更新時における独立委員会の委員には、別紙5に記載の3氏が就任する予定となっております。

また、独立委員会の委員に異動が生じた場合には、当社取締役会は、その旨を速やかに開示いたします。

独立委員会の勧告等の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しているか、大規模買付ルールが遵守されている場合でも当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらす当社企業の価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであるか、また、対抗措置の発動の是非、一旦発動した対抗措置の停止の是非等本対応

策にかかる重要な事項及びその他本対応策にかかる事項（以下「諮問事項等」といいます。）について、当社取締役会の判断の合理性・公正性を担保するために、大規模買付者が出現した場合において、当社取締役会は諮問事項等について、独立委員会に諮問又は照会を行います。独立委員会は、諮問事項等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損防止の観点から、当該大規模買付行為について、中立的な立場で慎重に評価・検討の上で、当社取締役会に対し勧告又は意見（以下「勧告等」といいます。）を行います。なお、当社取締役会は、対抗措置の発動の是非を含む独立委員会に対する諮問事項等につき最終的な決定を行うにあたっては、独立委員会の勧告等を最大限尊重いたします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することとします。

また、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

対抗措置発動の停止等

当社取締役会が対抗措置を発動することを決定した後であっても、当該大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、当社取締役会は、独立委員会の勧告等を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを実施する場合において、権利の割当てを受けるべき株主が確定した後に、大規模買付者が大規模買付行為もしくはその提案の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、効力発生日までの間は、独立委員会の勧告等を受けた上で、新株予約権無償割当てを中止することとし、また、新株予約権無償割当ての効力発生日後においては、独立委員会の勧告等を受けた上で、当該新株予約権を無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います。）することにより、対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

反対に、大規模買付行為又はその提案に対して、当社取締役会が対抗措置の発動をしないことを決定した後に、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当と判断される状況となった場合には、当社取締役会は独立委員会に対して改めて当該大規模買付行為に関する勧告等を求め、独立委員会の再勧告等を最大限尊重したうえで、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の毀損を防止することを目的として、当該大規模買付行為に対する対抗措置を発動することがあります。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項とともに、速やかに開示いたします。

・本対応策の更新手続き、有効期間、廃止及び変更

本対応策の更新について本定時株主総会において出席株主の皆様のご賛同をいただきました場合、本対応策の有効期間は、本定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとし、以降、本対応策の更新については当社の定時株主総会の承認を経ることとします。

本対応策は、株主総会において本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本対応策を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、法令・金融商品取引所規則の改正・解釈の変更や司法判断の動向を踏まえ、必要に応じて本対応策に変更する必要があることがあり得ます。原則として、株主総会において改めて出席株主の皆様のご賛同をいただいた上で、変更するものとしませんが、本対応策の内容及びその趣旨を変えず、かつ、当社株主に不利益を与えないことが明らかな場合には、独立委員会の承認を得た上で、取締役会の決議により本対応策を変更する場合があります。

当社取締役会は、本対応策が廃止又は変更された場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会又は独立委員会が適切と認める事項について、速やかに開示いたします。

・本対応策が株主及び投資家の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様にご与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記4.に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注目をお願いいたします。

対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、当社取締役が上記4.に記載した対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従って、当該決定について適時適切に開示いたします。

対抗措置の発動時には、大規模買付者等以外の株主の皆様が、法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てが行われる場合は、割当期日における株主の皆様は、その保有する株式数に応じて新株予約権を無償で割当てられることとなります。また、新株予約権の行使により新株を取得するために、株主の皆様には、行使期間内に一定の金額の払込みをしていただく必要があります。株主の皆様が新株予約権の行使期間内に金銭の払込みその他新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化されることとなります。また、当社取締役会が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の条項に従い新株予約権を取得することを決定した場合には、当該新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金額を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。新株予約権の行使や取得に際しては、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等ではないこと等を誓約する内容の当社が定める様式による書面の提出を求めることがございます。

上記のほか、割当方法、行使の方法、当社による取得の方法の詳細につきましては、新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、法令等に基づき別途お知らせいたします。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社が新株予約権無償割当ての中止又は株主の皆様に割り当てられた新株予約権の無償取得を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

大規模買付者等については、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであり、かつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、当社が対抗措置を講じることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。本対応策は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないようにあらかじめ注意を喚起するものであります。

(二) 本対応策が基本方針に沿うものであること、株主共同の利益を損なうものではないこと、及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと、並びにそれらの理由

・ 本対応策が当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであること

本対応策は、大規模買付ルールの内容、大規模買付行為がなされる場合の対応策、独立委員会の設置、株主及び投資家の皆様に与える影響等を規定するものです。

本対応策は、大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会のための一定の評価期間が経過した後のみ当該大規模買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しています。

また、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当該大規模買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために対抗措置を講じることがあることを明記しています。

さらに、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することとなります。

このように本対応策は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の考え方に沿うものであるといえます。

・ 本対応策が株主共同の利益を損なうものではないこと

上記に記載のとおり、当社の財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を尊重することを前提としています。本対応策は、このような基本方針の考え方に沿って設計されるとともに、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しております。さらに、本対応策は、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を踏まえて設計しているものであり、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の意見の提供、代替案の提示を受ける機会の提供を保障することを目的としております。本対応策によって、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができるものと考えております。

また、本対応策は、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役により構成される取締役会又は株主総会において、本対応策を廃止する決議がなされた場合には、その時点で廃止されることになり、本対応策の更新及び廃止は、株主の皆様のご意思に沿うものとなっており、この点でも本対応策は当社の株主共同の利益を損なうものではないと考えます。

・デッドハンド型やスロー・ハンド型の買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会によりいつでも廃止することができるものとされており。

したがって、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は、取締役任期を1年とし、期差任期制を採用していないため、本対応策はスロー・ハンド型（取締役の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

・本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本対応策は、大規模買付行為を受け入れるか否かが最終的には当社株主の皆様の判断に委ねられるべきことを大原則にしつつ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守るために必要な範囲で大規模買付ルール遵守の要請や対抗措置の発動を行うものです。本対応策は、上記のとおり、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないよう設定されており、当社取締役会による恣意的な運用を防止するための仕組みが確保されており。

また、当社取締役会は単独で本対応策の更新を行うことはできず、当社株主の皆様の承認を要します。

さらに、大規模買付行為に関して当社取締役会が評価・検討、取締役会としての意見のとりまとめ、代替案の提示、大規模買付者との交渉を行い、又は対抗措置を発動する際には、外部専門家の助言を得るとともに、独立委員会の勧告等を得て、これを最大限尊重することとしております。

加えて、株主意思確認総会を開催する場合には、対抗措置発動の是非について株主の皆様のご意思を直接確認することになります。

このように、本対応策には、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続が盛り込まれております。

以上から、本対応策が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことが明らかであると考えております。

(2) 【 役員の状況】

役員一覧

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役社長 (代表取締役)	生 駒 富 男	1959年 9 月22日生	1984年 2 月 当社入社 1991年 3 月 教務指導室部長 1993年 3 月 教務本部副本部長 1993年 6 月 取締役教務本部副本部長 1998年 4 月 取締役第一教育事業本部部長 1999年 4 月 取締役第一教育本部副本部長 2001年 4 月 取締役第二教育本部教育運営部長 2001年 6 月 取締役第二教育本部部長 2005年 7 月 常務取締役第二教育本部部長 2009年 6 月 代表取締役社長就任 (現) 2016年 7 月 株式会社吉香代表取締役社長 (現)	(注) 3	44
取締役 第二教育 本部部長	竹 下 淳 司	1965年 1 月29日生	1997年 6 月 当社入社 2007年 4 月 第二教育本部事業推進室長 2007年10月 第二教育本部高校運営室長 2012年 4 月 第二教育本部第一学院高等学校高萩校 常務理事 2013年 4 月 第二教育本部高校統括部長兼高校事業 部長 2013年10月 第二教育本部副本部長兼高校統括部長 兼高校事業部長 2014年 4 月 第二教育本部部長 2014年 6 月 取締役第二教育本部部長就任 (現)	(注) 3	7
取締役 統括支援 本部部長兼 総務部長	赤 川 琢 志	1969年 5 月29日生	1994年 6 月 当社入社 2009年 4 月 統括支援本部人事部次長 2014年 4 月 統括支援本部総務人事部部長 2017年 4 月 執行役員統括支援本部部長兼総務人事 部長 2017年 6 月 取締役統括支援本部部長兼総務人事部部長 2018年 4 月 取締役統括支援本部部長兼総務部長就任 2020年 4 月 取締役統括支援本部部長 (現)	(注) 3	11
取締役	堀 川 直 人	1973年 7 月28日生	1998年 1 月 株式会社インフィニットマインド西日 本(現株式会社SRJ)入社 2005年 8 月 同社取締役 2008年 6 月 同社代表取締役就任 (現) 2020年 6 月 当社取締役就任 (現)	(注) 3	466
取締役	大 澤 純 子	1957年 3 月24日生	1979年 4 月 社会法人国民保険中央会入会 1982年 1 月 株式会社日本コンサルタントグループ 入社 1994年 1 月 同社部長コンサルタントMBO研究室 室長 2002年 4 月 リコーリース株式会社理事 2002年 7 月 同社執行役員 2006年 4 月 同社常務執行役員 2018年11月 ソアークコンサルティング株式会社代 表取締役 (現) 2019年 6 月 当社取締役就任 (現)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	鷹野 正明	1958年12月16日生	1981年4月 株式会社伊勢丹(現株式会社三越伊勢丹)入社 2007年4月 同社松戸店長 2009年4月 株式会社三越伊勢丹執行役員 伊勢丹新宿本店長 2011年4月 株式会社新潟三越伊勢丹 代表取締役社長執行役員 2014年4月 株式会社三越伊勢丹常務執行役員 伊勢丹新宿本店長 2017年7月 株式会社ぐるなび顧問 2017年12月 同社入社 2017年12月 同社副社長執行役員 2018年6月 同社取締役副社長執行役員 2020年6月 当社取締役就任(現)	(注)3	-
常勤監査役	太田 善邦	1963年7月25日生	1992年12月 当社入社 2009年3月 第一教育本部第三エリア長兼人材育成 部長 2011年3月 第一教育本部副本部長兼第三エリア長 兼戦略統括グループ部長 2012年3月 第一教育本部副本部長兼第三エリア長 兼企画戦略部長 2014年6月 執行役員第一教育本部副本部長 2015年6月 取締役第一教育本部長 2020年6月 常勤監査役就任(現)	(注)4	24
監査役	若松 弘之	1971年9月20日生	1995年4月 監査法人トーマツ(現、有限責任監査 法人トーマツ)東京事務所入所 1998年4月 公認会計士登録 2008年10月 公認会計士若松弘之事務所設立代表就 任(現) 2010年6月 当社監査役就任(現) 2010年8月 税理士登録	(注)4	-
監査役	成瀬 圭珠子	1962年11月4日生	1985年4月 全日本空輸株式会社入社 1991年8月 矢矧コンサルタント株式会社入社 1998年4月 最高裁判所司法研修所入所 2000年4月 弁護士登録 林田総合法律事務所所属(現) 2017年6月 当社監査役就任(現)	(注)5	-
計					553

- (注)1. 取締役大澤 純子氏及び鷹野 正明氏は、社外取締役であります。
2. 監査役若松 弘之氏及び成瀬 圭珠子氏は、社外監査役であります。
3. 2020年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
4. 2020年6月24日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
5. 2017年6月23日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名であります。

社外取締役大澤純子氏は、サービス業の開業や開発系のコンサルタントをはじめ、企業の業務組織改革や人材育成業務等の豊富な経験を通じて幅広い知見を有しており、当社の組織体制や人材育成に対する助言を期待できると判断し選任しております。

社外取締役鷹野正明氏は、長年に亘る百貨店事業における経験とマーチャンダイジングの幅広い知見を有しており、その経験と知見を当社の事業分野に活かすとともに、トップマネジメントの視点から経営全般に関する助言を期待できると判断し選任しております。

社外監査役若松弘之氏は、公認会計士として会計・監査に関する豊富な経験と高度な知見を有しており、社外監査役としての独立した立場から、当社の企業経営及び会計に関する適切な助言と提言をいただくことで、当社の経営に資することが大きいと判断して選任しております。また、同氏は当社の独立委員会委員も兼任しております。

社外監査役成瀬圭珠子氏は、会社の経営に関与したことはありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有していることから、当社の経営に資することが大きいと判断し選任しております。また、同氏は当社の独立役員及び独立委員会委員も兼任しております。

なお、当社と社外取締役及び社外監査役の間には、特別な人的関係、資本的关系、取引関係、その他の利害関係はありません。

社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する明文化された基準又は方針は定めておりませんが、選任に当たっては、東京証券取引所の独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、2015年6月25日開催の当社定時株主総会において選任されて以降、月1回開催される取締役会及び臨時で開催される取締役会に出席し、当社の業務執行に携わらない客観的・中立的な立場から経営判断に資する役割を担うほか、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保する役割を担っております。

社外監査役は、年5回以上開催される定例の監査役会に出席し意見交換を図るとともに、月1回開催される取締役会に参加し、取締役の職務執行状況及び意思決定について監督しております。また、会計監査人とも定期的な会合をもつことで、監査結果や会計上の諸課題について意見交換を行い、財務報告の信頼性及び資産の保全状況等についての確認も行っております。

なお、内部統制部門との関係につきましては、「(3) 監査の状況 内部監査の状況」に記載のとおりであります。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており。

監査役は、月次の取締役会のほか社内の重要会議に出席し、取締役による経営状況及び各部門の業務執行状況、取締役の職務執行並びに意思決定について適切に監督しております。また、監査役は内部統制監査室とも緊密に連携し月1回程度、特に課題を有している部門監査に同行し、多面的な観点から意見交換を行っております。

監査役監査と内部監査に、会計監査を加えた3つの監査機能は、定期的な会合等により連携しながら、効果的かつ効率的な監査を実施しております。

なお、常勤監査役太田善邦氏は、当社において長年にわたり学習塾事業部門の統括責任者として経営の要職を務めた経験から、当社の事業運営、経営全般に関する幅広い知見を有しており、ステークホルダーそれぞれの立場から客観的かつ適切な監査を行う事が出来ると判断し選任しております。

また、社外監査役2名は、公認会計士及び弁護士として、それぞれ会計・監査に関する相当程度の知見並びに企業を統治する十分な見識を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
小林 博明	13回	13回
若松 弘之	13回	13回
成瀬 圭珠子	13回	13回

監査役会における主な検討事項としては、監査の方針及び監査計画、内部統制システムの整備・運用状況、各四半期における会計監査人とのレビュー内容を含む意見交換等であります。

また、常勤監査役の活動として、取締役等との意思疎通、取締役会その他重要会議への出席、重要な決裁書類の閲覧、子会社の取締役及び監査役との意思疎通・情報交換、内部監査部門との連携等を行っております。

内部監査の状況

当社の内部監査及び監査役監査の組織は、社長直属の内部統制監査室(1名)を設置し経営及び一般業務一切の活動と制度を公正な立場で評価、指摘、指導を行っております。内部統制監査室は、年度監査計画に基づき各部門に対して監査を実施するとともに、監査結果については、代表取締役、取締役、監査役、執行役員並びに被監査部門長に報告を行い、監査の連携を図っております。監査の結果、改善事項等がある場合には、被監査部門に「是正処置・予防処置要求書/回答書」を提出させ、部門の業務改善及び実行状況をフォローアップすることで実効性の高い内部監査を行っております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

13年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 目細 実氏

指定有限責任社員 業務執行社員 藤川 賢氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士9名、会計士試験合格者等4名、その他4名であり、定期的な監査、意見交換のほか、適宜会計上の諸課題について確認を行い、適正な会計処理に努めております。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社が現監査法人を選定するに際しては、当社の業務内容に対応して効率的な監査業務を実施できる一定の規模を持っている事、審査体制が整備されている事、監査日数、監査期間及び具体的な監査実施要領に基づき実施される監査業務に対する監査費用が合理的かつ妥当である事等により総合して判断しております。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、現監査法人に対して評価を行っており、同法人による会計監査は、従前から適正に行われている事を確認しております。

監査役会は、会計監査人が職務の執行に支障がある等の事由により、必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は同決定に基づき、同議案を株主総会に提出します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意でもって会計監査人を解任致します。この場合においては、監査役会が選定した監査役は、解任後最初の株主総会において、解任の旨及びその理由を報告致します。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	32,000	-	32,600	3,000
連結子会社	-	-	-	-
計	32,000	-	32,600	3,000

(注) 1. 上記のほか、前連結会計年度において、前々連結会計年度に係る追加報酬として4,500千円支払っております。

2. 当連結会計年度における非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準導入に係るアドバイザー業務であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク(デロイト・トウシュ・トーマツ・リミテッド)に属する組織に対する報酬の内容(a.を除く)

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

c. その他重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

(前連結会計年度)

該当事項はありません。

(当連結会計年度)

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

該当事項はありませんが、監査日数等を勘案した上で決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積り等が当社の事業規模・内容に沿ったものであるかどうかについて検証を行った上で、会計監査人の報酬等について同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を定めておりませんが、株主総会にて決定した報酬総額の限度内で、経営内容、経済情勢、社員給与とのバランスを考慮した上で、取締役については取締役会の決議で決定し、監査役については監査役会の協議により決定しております。なお、1998年6月26日開催の第22回定時株主総会での決議により、取締役は年額200,000千円以内、監査役は年額50,000千円以内となっております。

また、2018年5月14日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役は除く）に対する中長期的なインセンティブの付与及び株主価値の共有を目的とした新たな報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、2018年6月26日開催の第42回定時株主総会において、本制度に基づき、年額200,000千円の手取報酬の額とは別枠で、年額20,000千円以内（普通株式の総数は年100,000株以内）で譲渡制限付株式を付与することにつき承認可決されております。なお、本制度に基づく報酬額については、連結経常利益の対前年増減率を指標にして決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)		対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	ストック オプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	95,067	82,822	12,245	5
監査役 (社外監査役を除く。)	10,860	10,860	-	1
社外役員	15,900	15,900	-	4

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等
該当事項はありません。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの
該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）の区分について、前者については、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受ける事を目的として保有する投資株式に、後者については、それ以外の目的で保有する投資株式に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、保有先企業との業務提携による取引関係の維持強化を通じた当社の企業価値向上を目的とした場合や、金融機関との資金調達等の金融取引を通じた事業の円滑な推進を目的とした場合のみ、政策保有を行っております。

検証の方法については、中長期的な視点での保有先企業との関係強化及び取引・協業の円滑化の観点から、個別銘柄ごとに取引の経済合理性・保有の必要性を取締役会等で適宜検証し、当社の企業価値向上に寄与するかどうかを判断いたします。取締役会等での検証の結果、当社の企業価値向上に資すると認められない場合は、その検証結果を開示するとともに、株主として保有先企業と十分な対話を行います。対話を通して改善が見られない場合は、同株式の売却を、適時・適切に実施いたします。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	13	72,752
非上場株式以外の株式	7	439,488

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	2	23,000	協業促進を目的とした保有
非上場株式以外の株式	-	-	-

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(千円)
非上場株式	-	-
非上場株式以外の株式	-	-

c. 特定投資株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表 計上額 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)		
(株)明光ネットワーク ジャパン	231,300	231,300	保有目的：円滑な取引関係の維持 定量的な保有効果：定量的な保有効果 は困難ではありますが、上記「a.保有方 針及び保有の合理性を検証する方法並 びに個別銘柄の保有の適否に関する取 締役会等における検証の内容」に基づ き保有の合理性を検証しております。	有
	176,250	222,741		
(株)市進ホールディン グス	220,000	220,000	保有目的：業務提携による取引関係の 維持強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果 は困難ではありますが、上記「a.保有方 針及び保有の合理性を検証する方法並 びに個別銘柄の保有の適否に関する取 締役会等における検証の内容」に基づ き保有の合理性を検証しております。	有
	88,000	112,640		
(株)学研ホールディン グス	21,000	21,000	保有目的：業務提携による取引関係の 維持強化 定量的な保有効果：定量的な保有効果 は困難ではありますが、上記「a.保有方 針及び保有の合理性を検証する方法並 びに個別銘柄の保有の適否に関する取 締役会等における検証の内容」に基づ き保有の合理性を検証しております。	有
	155,064	107,940		
(株)池田泉州ホール ディングス	49,200	49,200	保有目的：円滑な取引関係の維持 定量的な保有効果：定量的な保有効果 は困難ではありますが、上記「a.保有方 針及び保有の合理性を検証する方法並 びに個別銘柄の保有の適否に関する取 締役会等における検証の内容」に基づ き保有の合理性を検証しております。	有
	8,019	13,972		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表 計上額 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)		
(株)三菱UFJフィナンシャルグループ	19,000	19,000	保有目的：円滑な取引関係の維持 定量的な保有効果：定量的な保有効果は困難ではありますが、上記「a.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に基づき保有の合理性を検証しております。	無
	7,657	10,450		
(株)みずほフィナンシャルグループ	28,000	28,000	保有目的：円滑な取引関係の維持 定量的な保有効果：定量的な保有効果は困難ではありますが、上記「a.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に基づき保有の合理性を検証しております。	無
	3,460	4,796		
第一生命保険ホールディングス(株)	800	800	保有目的：円滑な取引関係の維持 定量的な保有効果：定量的な保有効果は困難ではありますが、上記「a.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」に基づき保有の合理性を検証しております。	有
	1,036	1,230		

(注) を付した銘柄は当事業年度の貸借対照表計上額が資本金額の100分の1以下ではありますが、保有目的が純投資目的以外の目的である非上場株式以外の投資株式のすべてを記載しております。

保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-	-
非上場株式以外の株式	4	12,782	4	27,288

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(千円)	売却損益の 合計額(千円)	評価損益の 合計額(千円)
非上場株式	-	-	-
非上場株式以外の株式	373	-	7,738

第5【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2019年4月1日から2020年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握するとともに、変更等についても的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構が開催するセミナーへ参加しております。

1【連結財務諸表等】

(1)【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,317,469	6,899,792
受取手形及び売掛金	297,208	267,406
授業料等未収入金	321,844	280,818
商品及び製品	16,991	30,521
教材	38,808	34,613
原材料及び貯蔵品	15,914	15,881
その他	425,557	435,694
貸倒引当金	19,154	20,478
流動資産合計	6,414,639	7,944,249
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	2,527,426	2,507,058
減価償却累計額	3,396,723	3,428,323
建物及び構築物(純額)	1,873,702	1,642,734
土地	2,344,180	2,344,180
リース資産	52,944	54,204
減価償却累計額	28,717	36,942
リース資産(純額)	24,226	17,261
建設仮勘定	1,669	1,549
その他	1,061,914	1,064,013
減価償却累計額	944,606	957,257
その他(純額)	117,308	106,755
有形固定資産合計	2,458,787	2,210,182
無形固定資産		
のれん	351,115	15,636
ソフトウエア	337,318	580,624
その他	203,162	206,659
無形固定資産合計	891,596	802,919
投資その他の資産		
投資有価証券	1,975,304	1,941,464
長期貸付金	60,564	74,402
差入保証金及び敷金	1,173,778	1,185,328
保険積立金	1,068,035	993,407
退職給付に係る資産	1,241	16,355
繰延税金資産	504,989	553,776
その他	128,603	120,687
貸倒引当金	46,435	41,400
投資その他の資産合計	3,866,083	3,844,021
固定資産合計	7,216,466	6,857,123
資産合計	13,631,106	14,801,373

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	330,910	331,413
短期借入金	100,000	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	2 98,193	2 87,936
リース債務	18,804	17,706
未払金	544,789	515,659
未払法人税等	348,425	378,562
未払消費税等	109,483	157,992
前受金	4,216,224	4,733,304
賞与引当金	170,653	186,698
資産除去債務	18,337	15,835
その他	341,115	241,101
流動負債合計	6,296,938	7,766,211
固定負債		
長期借入金	2 286,389	2 209,053
リース債務	71,174	55,795
役員退職慰労引当金	24,773	3,269
退職給付に係る負債	1,028,218	1,010,644
資産除去債務	723,147	715,990
その他	219,308	139,924
固定負債合計	2,353,011	2,134,678
負債合計	8,649,949	9,900,889
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,299,375	1,299,375
資本剰余金	1,482,840	1,458,119
利益剰余金	2,237,365	2,409,283
自己株式	384,002	363,278
株主資本合計	4,635,578	4,803,500
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	130,198	63,193
土地再評価差額金	3 191,835	3 191,835
為替換算調整勘定	34	66
退職給付に係る調整累計額	6,124	-
その他の包括利益累計額合計	55,548	128,709
新株予約権	35,189	28,409
非支配株主持分	365,936	197,283
純資産合計	4,981,157	4,900,483
負債純資産合計	13,631,106	14,801,373

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	16,958,828	17,592,341
売上原価	11,811,258	12,039,529
売上総利益	5,147,570	5,552,811
販売費及び一般管理費	1 3,966,654	1 4,145,015
営業利益	1,180,915	1,407,796
営業外収益		
受取利息	7,798	9,769
受取配当金	16,166	15,929
受取保険金	2,274	10,572
持分法による投資利益	11,356	16,494
その他	30,991	34,680
営業外収益合計	68,587	87,447
営業外費用		
支払利息	9,329	6,903
複合金融商品評価損	-	10,465
その他	4,540	4,727
営業外費用合計	13,869	22,095
経常利益	1,235,633	1,473,148
特別利益		
固定資産売却益	2 78,947	2 3,374
投資有価証券売却益	1,666	4,590
子会社株式売却益	64,482	-
保険解約返戻金	9,490	19,191
その他	275	1,491
特別利益合計	154,863	28,648
特別損失		
固定資産除却損	3 1,649	3 6,256
減損損失	4 273,445	4 526,185
投資有価証券評価損	17,223	50,717
保険解約損	-	16,152
その他	968	-
特別損失合計	293,286	599,312
税金等調整前当期純利益	1,097,210	902,484
法人税、住民税及び事業税	470,373	550,338
法人税等調整額	21,452	25,376
法人税等合計	448,921	524,962
当期純利益	648,288	377,522
非支配株主に帰属する当期純利益	73,425	52,130
親会社株主に帰属する当期純利益	574,862	325,391

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	648,288	377,522
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	50,300	67,004
退職給付に係る調整額	36,747	6,124
持分法適用会社に対する持分相当額	34	31
その他の包括利益合計	1 87,082	1 73,161
包括利益	561,205	304,360
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	487,779	252,230
非支配株主に係る包括利益	73,425	52,130

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,299,375	1,527,761	1,823,720	143,724	4,507,133
当期変動額					
剰余金の配当			161,217		161,217
親会社株主に帰属する 当期純利益			574,862		574,862
自己株式の取得				254,318	254,318
自己株式の処分		273		14,040	14,314
連結子会社株式の取得 による持分の増減		45,195			45,195
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	44,921	413,644	240,277	128,445
当期末残高	1,299,375	1,482,840	2,237,365	384,002	4,635,578

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	180,498	191,835	-	42,872	31,534	34,530	440,960	5,014,158
当期変動額								
剰余金の配当								161,217
親会社株主に帰属する 当期純利益								574,862
自己株式の取得								254,318
自己株式の処分								14,314
連結子会社株式の取得 による持分の増減								45,195
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	50,300	-	34	36,747	87,082	659	75,023	161,447
当期変動額合計	50,300	-	34	36,747	87,082	659	75,023	33,001
当期末残高	130,198	191,835	34	6,124	55,548	35,189	365,936	4,981,157

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,299,375	1,482,840	2,237,365	384,002	4,635,578
当期変動額					
剰余金の配当			151,877		151,877
親会社株主に帰属する 当期純利益			325,391		325,391
自己株式の処分		1,681		20,723	19,042
自己株式処分差損の振替		1,407	1,407		-
連結子会社株式の取得 による持分の増減		1,518			1,518
株式移転による増減		3,272			3,272
連結子会社の自己株式取得 による持分の増減		22,691			22,691
連結範囲の変動			189		189
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	24,720	171,917	20,723	167,921
当期末残高	1,299,375	1,458,119	2,409,283	363,278	4,803,500

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	土地再評価 差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	130,198	191,835	34	6,124	55,548	35,189	365,936	4,981,157
当期変動額								
剰余金の配当								151,877
親会社株主に帰属する 当期純利益								325,391
自己株式の処分								19,042
自己株式処分差損の振替								-
連結子会社株式の取得 による持分の増減								1,518
株式移転による増減								3,272
連結子会社の自己株式取得 による持分の増減								22,691
連結範囲の変動								189
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	67,004	-	31	6,124	73,161	6,780	168,653	248,595
当期変動額合計	67,004	-	31	6,124	73,161	6,780	168,653	80,673
当期末残高	63,193	191,835	66	-	128,709	28,409	197,283	4,900,483

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,097,210	902,484
減価償却費	422,807	404,965
減損損失	273,445	526,185
のれん償却額	94,198	95,105
株式報酬費用	11,901	12,245
貸倒引当金の増減額(は減少)	5,438	3,795
賞与引当金の増減額(は減少)	17,671	16,045
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	7,695	49,912
役員退職慰労引当金の増減額(は減少)	2,080	21,503
受取利息及び受取配当金	23,965	25,699
支払利息	9,329	6,903
持分法による投資損益(は益)	11,356	16,494
投資有価証券評価損益(は益)	17,223	50,717
投資有価証券売却損益(は益)	1,666	-
子会社株式売却損益(は益)	64,482	4,590
複合金融商品評価損益(は益)	537	10,465
固定資産売却損益(は益)	78,947	3,374
固定資産除却損	1,649	6,256
保険解約返戻金	9,490	19,191
保険解約損	-	16,152
売上債権の増減額(は増加)	35,751	71,432
たな卸資産の増減額(は増加)	278	8,506
仕入債務の増減額(は減少)	7,128	503
前受金の増減額(は減少)	897,170	517,079
その他の資産の増減額(は増加)	27,065	15,744
その他の負債の増減額(は減少)	73,204	118,999
その他	60	60
小計	2,691,064	2,348,669
利息及び配当金の受取額	21,808	23,500
利息の支払額	8,867	7,695
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	419,250	501,794
営業活動によるキャッシュ・フロー	2,284,754	1,862,679

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	47,077	130,233
定期預金の払戻による収入	121,225	30,282
有形固定資産の取得による支出	228,051	249,765
固定資産の売却による収入	172,659	3,374
無形固定資産の取得による支出	169,479	406,439
投資有価証券の取得による支出	224,235	123,360
投資有価証券の売却による収入	102,230	-
関係会社株式の取得による支出	-	16,500
関係会社株式の売却による収入	-	33,745
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の 取得による支出	-	5,272
資産除去債務の履行による支出	29,537	37,845
差入保証金及び敷金等の増減額（は増加）	473	9,988
保険積立金の積立による支出	200,967	194,657
保険積立金の解約による収入	42,248	272,325
その他投資活動による支出	21,599	23,853
その他投資活動による収入	11,454	1,920
投資活動によるキャッシュ・フロー	470,656	856,267
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	1,530,000	2,150,000
短期借入金の返済による支出	2,060,000	1,150,000
長期借入れによる収入	10,000	1,000
長期借入金の返済による支出	158,572	99,863
社債の償還による支出	40,000	-
リース債務の返済による支出	19,341	19,804
長期未払金の返済による支出	8,292	8,292
非支配株主からの払込みによる収入	3,000	-
自己株式の取得による支出	254,318	-
子会社の自己株式の取得による支出	-	230,000
配当金の支払額	160,649	151,247
非支配株主への配当金の支払額	15,295	10,307
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の 取得による支出	181,335	5,575
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,354,803	475,909
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	459,294	1,482,321
現金及び現金同等物の期首残高	4,839,223	5,298,518
現金及び現金同等物の期末残高	5,298,518	6,780,839

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 15社

主要な連結子会社の名称

(株)ブリーズ、(株)佑学社、(株)学習受験社、(株)S R J、(株)レビックグローバル、(株)吉香、
(株)Genki Global、(株)エヌ・アイ・エス、京大ゼミナール久保塾(株)、
(株)ウィザスグローバルソリューションズ

当連結会計年度において、株式取得及び新規設立により2社を連結の範囲に含めております。また、前連結会計年度まで連結の範囲に含めていた連結子会社1社について、清算終了により、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 上海列必客科技有限公司

(連結の範囲から除いた理由)

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社数 1社

会社等の名称 PJ LINK Language Center Inc.

(2) 持分法適用の関連会社数 4社

主要な会社の名称 (株)第一プログレス

当連結会計年度において、株式取得により1社を持分法適用の範囲に含めております。

(3) 持分法を適用していない非連結子会社(上海列必客科技有限公司他)及び関連会社(株)エデュケーショナルパートナーズ他)は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

(4) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(株)ブリーズ他5社の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。連結子会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社は9社であり、(株)佑学社(決算日2月末日)他3社、並びに(株)レビックグローバル(決算日12月末日)他4社は、各社の決算日現在の財務諸表を使用して連結決算を行っております。ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法によっております。

たな卸資産

教材

先入先出法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

商品・貯蔵品

最終仕入原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5～50年

その他 3～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見積額を計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末における要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、また、数理計算上の差異については、発生年度においてそれぞれ処理しております。

未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…金利スワップ

ヘッジ対象…借入金の利息

ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

効果の及ぶ期間（5～7年）にわたり、定額法により償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクを負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中でありまして。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)が2003年に公表した国際会計基準(IAS)第1号「財務諸表の表示」(以下「IAS第1号」)第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求めることを検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準(以下「本会計基準」)が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則(開示目的)を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかでない場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

また、前連結会計年度において独立掲記していた「営業外収益」の「受取賃貸料」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた24,636千円は、「受取保険金」2,274千円、「その他」30,991千円として組み替えております。

なお、前連結会計年度の「受取賃貸料」は8,629千円であります。

前連結会計年度において、「特別利益」の「その他」に含めていた「保険解約返戻金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「特別利益」の「その他」に表示していた9,766千円は、「保険解約返戻金」9,490千円、「その他」275千円として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書)

前連結会計年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額(は増加)」に含めていた「複合金融商品評価損益(は益)」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他の資産の増減額(は増加)」に表示していた27,602千円は、「複合金融商品評価損益(は益)」537千円、「その他の資産の増減額(は増加)」27,065千円として組み替えております。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、徐々に収束の兆しも見え始めておりますが、いまだ経済活動や生活様式にも大きな影響を与えております。この影響は、緩やかに回復しながらも2020年度中は継続するものと想定しております。当該想定に基づく影響も含めた上で、のれんの減損、固定資産の減損等の会計上の見積りを行った結果、一部ののれん及び固定資産について526,185千円の減損損失を計上いたしました。

なお、この想定は不確実性が高いため収束が遅延し、影響が長期化した場合には、将来において財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

1 非連結子会社及び関連会社に係る注記

非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
投資有価証券	80,333千円	70,361千円

2 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
建物及び構築物	116,334千円	114,223千円
土地	134,015千円	134,015千円
計	250,349千円	248,238千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内返済予定の長期借入金	10,137千円	6,840千円
長期借入金	116,539千円	109,419千円
計	126,676千円	116,259千円

3 土地再評価法の適用

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」(平成11年3月31日改正)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法...「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号、第4号、第5号により算出した方法によっております。

再評価を行った年月日...2002年3月31日

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	38,436千円	43,491千円

4 保証債務

金融機関、取引先に対する債務保証として次のものがあります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
取引先(株)JBSファシリティーズ)の建物賃貸借契約に係る契約残存期間の賃料に対する債務保証	208,000千円	184,000千円

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
広告宣伝費	934,176千円	887,040千円
支払手数料	332,382千円	343,709千円
給与手当	845,198千円	941,181千円
貸倒引当金繰入額	13,408千円	2,606千円
賞与引当金繰入額	33,819千円	34,292千円
退職給付費用	34,137千円	22,226千円
役員退職慰労引当金繰入額	2,080千円	1,688千円

2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	64,329千円	- 千円
その他(土地ほか)	14,618千円	3,374千円
計	78,947千円	3,374千円

3 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
建物及び構築物	1,641千円	5,531千円
その他	7千円	725千円
計	1,649千円	6,256千円

4 減損損失

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位でグルーピングしております。学習塾事業、高校・キャリア支援事業については教場ごと、その他の事業については主に事業セグメントごと、賃貸資産、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングしております。

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

用途		場所	種類	減損損失
教場	事業用設備	大阪市他 計25校	建物・附属設備等	107,372千円
	自社所有建物	堺市他 計6校	建物・附属設備等	158,474千円
その他		東京都	ソフトウェア	7,598千円
合計				273,445千円

業績の低迷などにより収益性が悪化している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物256,867千円、有形固定資産（その他）7,414千円、ソフトウェア7,598千円、投資その他の資産（その他）1,564千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は零又は売却見込額等合理的な見積りにより評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローを4.9%の割引率にて算定しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

用途		場所	種類	減損損失
教場	事業用設備	大阪市他 計27校	建物・附属設備等	106,603千円
	自社所有建物	堺市他 計6校	建物・附属設備等	152,760千円
その他		東京都等	のれん等	266,821千円
合計				526,185千円

業績の低迷や新型コロナウイルス感染症の影響により収益性が悪化している資産グループについて、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

その内訳は、建物及び構築物229,488千円、有形固定資産（その他）10,659千円、ソフトウェア26,450千円、のれん258,521千円、投資その他の資産（その他）1,066千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額又は使用価値により測定しており、正味売却価額は零又は売却見込額等合理的な見積りにより評価し、使用価値については将来キャッシュ・フローを4.5%から10.8%の割引率にて算定しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
その他有価証券評価差額金：		
当期発生額	71,367千円	77,867千円
組替調整額	1,666千円	18,007千円
税効果調整前	73,033千円	95,875千円
税効果額	22,733千円	28,870千円
その他有価証券評価差額金	50,300千円	67,004千円
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	-千円	-千円
組替調整額	52,950千円	8,825千円
税効果調整前	52,950千円	8,825千円
税効果額	16,202千円	2,700千円
退職給付に係る調整額	36,747千円	6,124千円
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	34千円	31千円
その他の包括利益合計	87,082千円	73,161千円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	10,440,000	-	-	10,440,000
合計	10,440,000	-	-	10,440,000
自己株式				
普通株式	377,728	626,400	36,900	967,228
合計	377,728	626,400	36,900	967,228

(注) 1. 普通株式の自己株式の株式数の増加626,400株は、取締役会決議によるものであります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の減少36,900株は、ストック・オプションの行使による減少6,700株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分30,200株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会 計年度末 残高 (千円)
			当連結会計 年度末期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	ストック・オプ ションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	35,189
合計		-	-	-	-	-	35,189

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2018年5月25日 取締役会	普通株式	100,622	10.0	2018年3月31日	2018年6月12日
2018年11月9日 取締役会	普通株式	60,595	6.0	2018年9月30日	2018年12月4日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年5月27日 取締役会	普通株式	94,727	利益剰余金	10.0	2019年3月31日	2019年6月13日

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	10,440,000	-	-	10,440,000
合計	10,440,000	-	-	10,440,000
自己株式				
普通株式	967,228	-	52,200	915,028
合計	967,228	-	52,200	915,028

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少52,200株は、ストック・オプションの行使による減少22,200株、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分30,000株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の 内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会 計年度末 残高 （千円）
			当連結会計 年度末期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 （親会社）	ストック・オプ ションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	28,409
合計		-	-	-	-	-	28,409

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年5月27日 取締役会	普通株式	94,727	10.0	2019年3月31日	2019年6月13日
2019年11月11日 取締役会	普通株式	57,149	6.0	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年5月22日 取締役会	普通株式	95,249	利益剰余金	10.0	2020年3月31日	2020年6月10日

（連結キャッシュ・フロー計算書関係）

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 （自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
現金及び預金勘定	5,317,469千円	6,899,792千円
預入期間が3か月を超える定期預金	18,951千円	118,952千円
現金及び現金同等物	5,298,518千円	6,780,839千円

(リース取引関係)

オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	143,114	150,997
1年超	379,736	342,064
合計	522,851	493,062

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余資を主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、金利の変動によるリスク回避を目的としたものであります。また、デリバティブが組み込まれた複合金融商品は余剰資金運用目的で行うこととし、リスクの高い投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金並びに授業料等未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式及びデリバティブが組み込まれた複合金融商品であり市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に教場の建設に伴う建設協力金であり貸主の信用リスクに晒されております。

差入保証金及び敷金は、主に教場の賃借契約に基づくものであり貸主の信用リスクに晒されております。なお、差入保証金及び敷金は解約時に返還されるものであります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。

借入金のうち短期借入金は主に運転資金のための、長期借入金、社債及びリース債務は設備投資のための資金調達であり、償還日は最長で決算日後15年であります。このうち変動金利の借入金は金利の変動リスクに晒されておりますが、一部の長期借入金についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」4.会計方針に関する事項(5)重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(顧客及び取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について期日管理及び与信管理を行っております。営業債権については顧客の信用状況を把握することにより、また長期貸付金については四半期ごとに取引先の財務状況等をモニタリングすることで、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、稟議規程に基づき行っております。また、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、借入金及び社債について支払金利の変動リスクが認められ、かつ、リスクヘッジが必要と判断した場合は、金利スワップ取引を行うことでリスクの軽減を図ることとしております。

投資有価証券については、四半期ごとに時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2. 参照）。

前連結会計年度(2019年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	5,317,469	5,317,469	-
(2) 受取手形及び売掛金	297,208	297,208	-
(3) 授業料等未収入金	321,844	321,844	-
(4) 投資有価証券	820,129	820,129	-
(5) 長期貸付金	60,564		
貸倒引当金（*1）	16,493		
	44,070	44,070	-
(6) 差入保証金及び敷金	1,173,778	1,177,563	3,784
資産計	7,974,501	7,978,286	3,784
(1) 支払手形及び買掛金	330,910	330,910	-
(2) 短期借入金	100,000	100,000	-
(3) 未払金	544,789	544,789	-
(4) 未払法人税等	348,425	348,425	-
(5) 長期借入金（*2）	384,582	383,194	1,388
(6) リース債務（*2）	89,978	87,855	2,122
負債計	1,798,687	1,795,176	3,510
デリバティブ取引	-	-	-

（*1） 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

（*2） 1年内返済予定分が含まれております。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	6,899,792	6,899,792	-
(2) 受取手形及び売掛金	267,406	267,406	-
(3) 授業料等未収入金	280,818	280,818	-
(4) 投資有価証券	794,662	794,662	-
(5) 長期貸付金(*1)	85,930		
貸倒引当金(*2)	15,911		
	70,019	70,020	0
(6) 差入保証金及び敷金	1,185,328	1,186,921	1,592
資産計	9,498,028	9,499,621	1,593
(1) 支払手形及び買掛金	331,413	331,413	-
(2) 短期借入金	1,100,000	1,100,000	-
(3) 未払金	515,659	515,659	-
(4) 未払法人税等	378,562	378,562	-
(5) 長期借入金(*3)	296,989	296,469	519
(6) リース債務(*3)	73,501	71,938	1,563
負債計	2,696,127	2,694,044	2,083
デリバティブ取引	-	-	-

(*1) 1年内回収予定分が含まれております。

(*2) 長期貸付金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(*3) 1年内返済予定分が含まれております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金並びに(3) 授業料等未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引金融機関から提示された価格によっております。また、デリバティブが組み込まれた複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、投資有価証券の時価に含めております。なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

また、貸倒懸念債権については、担保及び保証等による回収見込額により、時価を算定しております。

(6) 差入保証金及び敷金

差入保証金及び敷金の時価は、過去の実績から見積もった平均賃借期間をもとに将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金及び(4) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金及び(6) リース債務

これらのうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
非上場株式	74,841	76,440
関係会社株式	80,333	70,361

上記については、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	5,317,469	-	-	-
受取手形及び売掛金	297,208	-	-	-
授業料等未収入金	321,844	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券	-	70,000	100,000	100,000
長期貸付金	-	40,660	10,003	9,900
合計	5,936,522	110,660	110,003	109,900

(注) 差入保証金及び敷金1,173,778千円につきましては、返還期日を把握することが困難なため上表には含めておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,899,792	-	-	-
受取手形及び売掛金	267,406	-	-	-
授業料等未収入金	280,818	-	-	-
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券	-	70,000	100,000	100,000
長期貸付金	11,529	56,237	5,564	12,600
合計	7,459,546	126,237	105,564	112,600

(注) 差入保証金及び敷金1,185,328千円につきましては、返還期日を把握することが困難なため上表には含めておりません。

4. 社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	98,193	86,236	72,819	32,153	7,283	87,897
リース債務	18,804	17,662	14,566	7,373	7,373	24,198
合計	216,997	103,899	87,385	39,526	14,656	112,095

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	1,100,000	-	-	-	-	-
長期借入金	87,936	74,859	34,193	9,323	9,255	81,422
リース債務	17,706	15,102	8,038	8,038	7,207	17,407
合計	1,205,642	89,962	42,232	17,361	16,462	98,829

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2019年3月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	383,043	174,838	208,205
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	13,847	9,065	4,781
	小計	396,890	183,904	212,986
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	126,709	156,937	30,228
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	101,403	104,005	2,602
	その他	150,942	170,000	19,057
	(3) その他	44,183	58,670	14,487
	小計	423,238	489,613	66,374
合計		820,129	673,517	146,611

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額 74,841千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、「1. その他有価証券 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの(2) 債券 その他」には、組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品が含まれており、その評価益537千円は連結損益計算書の営業外収益に計上しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

	種類	連結貸借対照表 計上額（千円）	取得原価 （千円）	差額 （千円）
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	440,192	288,909	151,283
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3) その他	6,099	3,392	2,706
	小計	446,291	292,302	153,989
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	20,173	25,218	5,045
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	101,000	104,005	3,005
	その他	177,801	256,343	78,541
	(3) その他	49,394	63,104	13,710
	小計	348,370	448,672	100,302
合計		794,662	740,975	53,687

（注） 非上場株式（連結貸借対照表計上額 76,440千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

また、「1. その他有価証券 連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの（2）債券 その他」には、組込デリバティブを区分して測定できない複合金融商品が含まれており、その評価損10,465千円は連結損益計算書の営業外費用に計上しております。

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	売却額 （千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
(1) 株式	-	-	-
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	102,230	1,666	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	102,230	1,666	-

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度において、有価証券について17,223千円（その他有価証券の株式15,725千円、関係会社株式1,497千円）減損処理を行っております。

当連結会計年度において、有価証券について50,717千円（その他有価証券の株式39,408千円、関係会社株式11,309千円）減損処理を行っております。

時価を把握することが極めて困難と認められる株式については、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく下落した場合に、相当額の減損処理を行っております。

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

前連結会計年度（2019年3月31日）

組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、注記事項「有価証券関係 1. その他有価証券」に含めて記載しております。

当連結会計年度（2020年3月31日）

組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、注記事項「有価証券関係 1. その他有価証券」に含めて記載しております。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

金利関連

前連結会計年度（2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社及び連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、主に非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

退職一時金制度では、退職給付として、職責に応じて付与された退職金ポイントの累計に基づいた一時金を支給します。

連結子会社については、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(2)に掲げられた簡便法を適用した制度を除く)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	862,810千円	874,849千円
勤務費用	74,891千円	71,858千円
利息費用	8,413千円	8,486千円
数理計算上の差異の発生額	5,831千円	20,150千円
退職給付の支払額	71,114千円	70,443千円
その他	5,680千円	-千円
退職給付債務の期末残高	874,849千円	864,601千円

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期首残高	127,310千円	152,127千円
退職給付費用	42,155千円	13,681千円
退職給付の支払額	13,354千円	31,168千円
制度への拠出額	3,984千円	4,952千円
退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の期末残高	152,127千円	129,687千円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	124,125千円	114,610千円
年金資産	125,367千円	130,966千円
	1,241千円	16,355千円
非積立型制度の退職給付債務	1,028,218千円	1,010,644千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,026,976千円	994,289千円
退職給付に係る負債	1,028,218千円	1,010,644千円
退職給付に係る資産	1,241千円	16,355千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,026,976千円	994,289千円

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	113,062千円	85,540千円
利息費用	8,413千円	8,486千円
数理計算上の差異の費用処理額	5,831千円	20,150千円
過去勤務費用の費用処理額	52,950千円	8,825千円
確定給付制度に係る退職給付費用	62,693千円	65,051千円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
過去勤務費用	52,950千円	8,825千円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
未認識過去勤務費用	8,825千円	- 千円

(7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表わしております。）

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
割引率	1.0%	1.0%
予想昇給率	3.0%	2.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度54,220千円、当連結会計年度54,494千円でありませ

ず。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費	11,901	12,245

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名	当社	当社	当社
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
決議年月日	2015年7月23日	2016年6月24日	2017年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4名 執行役員 2名	当社取締役 4名 執行役員 2名	当社取締役 5名 執行役員 2名
株式の種類及び付与数(株)	普通株式 37,200	普通株式 51,300	普通株式 33,200
付与日	2015年7月23日	2016年7月25日	2017年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあ りません。	同左	同左
権利行使期間	2015年7月25日 ~ 2035年7月24日	2016年7月26日 ~ 2036年7月25日	2017年7月24日 ~ 2037年7月23日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2020年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

会社名	当社	当社	当社
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利確定前			
期首(株)	-	-	-
付与(株)	-	-	-
失効(株)	-	-	-
権利確定(株)	-	-	-
未確定残(株)	-	-	-
権利確定後			
期首(株)	35,100	48,400	31,500
権利確定(株)	-	-	-
権利行使(株)	7,000	9,600	5,600
失効(株)	-	-	-
未行使残(株)	28,100	38,800	25,900

単価情報

会社名	当社	当社	当社
種類	第1回新株予約権	第2回新株予約権	第3回新株予約権
権利行使価格(円)	1	1	1
行使時平均株価(円)	408	408	408
付与日における公正な評価単価(円)	317	285	326

3. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	56,694千円	61,362千円
未払事業税	26,655千円	25,874千円
税務上の繰越欠損金(注)	235,260千円	256,027千円
貸倒引当金	19,284千円	19,334千円
投資有価証券評価損	109,702千円	191,604千円
退職給付に係る負債	317,205千円	313,948千円
減損損失	272,523千円	300,367千円
減価償却超過額	39,511千円	43,757千円
資産除去債務	226,894千円	228,488千円
長期未払金	42,014千円	24,717千円
その他	140,962千円	141,509千円
繰延税金資産小計	1,486,709千円	1,606,993千円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)	208,411千円	231,123千円
将来減算一時差異等の合計に係る 評価性引当額	690,106千円	778,494千円
評価性引当額小計	898,517千円	1,009,617千円
繰延税金資産合計	588,191千円	597,375千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	30,326千円	1,215千円
資産除去債務に対応する除去費用	40,382千円	31,981千円
その他	61,274千円	50,782千円
繰延税金負債合計	131,983千円	83,979千円
繰延税金資産の純額	456,207千円	513,395千円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2019年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(1)	30,726	42,649	52,410	61,991	16	47,465	235,260
評価性引当額	24,676	36,877	52,410	61,991	16	32,438	208,411
繰延税金資産	6,049	5,772	-	-	-	15,027	(2) 26,849

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金235,260千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産
26,849千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見
込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

当連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越 欠損金(3)	45,962	54,915	68,069	17	10	87,051	256,027
評価性引当額	36,573	54,915	68,069	17	10	71,536	231,123
繰延税金資産	9,388	-	-	-	-	15,515	(4) 24,904

(3) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(4) 税務上の繰越欠損金256,027千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産
24,904千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来の課税所得の見
込み等により、回収可能と判断した部分については評価性引当額を認識しておりません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.6%	30.6%
住民税均等割	7.6%	8.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.7%	2.1%
のれん償却額	2.6%	3.2%
評価性引当額	4.2%	2.6%
持分法投資損益	0.4%	0.6%
土地再評価差額金の取崩	5.0%	- %
のれんの減損損失	- %	8.8%
その他	0.4%	2.6%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.9%	58.2%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

教場と本社管理部門等の建物賃貸借契約及び定期借地権契約に伴う原状回復義務であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

建物賃貸借契約に伴う債務については、使用見込期間を取得から10～20年と見積り、割引率は使用見込期間に対応した国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

定期借地権契約に伴う債務については、使用見込期間を取得から各契約年数と見積り、割引率は使用見込期間に対応した国債の利回りを使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	741,345千円	741,485千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	20,681千円	18,741千円
時の経過による調整額	4,933千円	4,630千円
資産除去債務の履行による減少額	24,202千円	27,663千円
その他増減額(は減少)	1,272千円	5,368千円
期末残高	741,485千円	731,826千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、総合教育サービス企業として、幼児から高校生までを対象とした教科学習指導・進学受験指導、能力開発指導、広域制通信制高校の運営及び各種資格取得のための受験指導、日本語教育サービスを主要な事業として事業活動を展開しております。

従って、提供する教育内容及び対象となる顧客層に基づき、「学習塾事業」「高校・キャリア支援事業」の2つを報告セグメントとしております。

2019年4月1日付で行った組織変更に伴い、業績管理区分を変更したことから、前連結会計年度において「学習塾事業」に含まれていました幼児・学童英語事業は、当連結会計年度より「その他」に統合しており、報告セグメントの区分を変更しております。

なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	学習塾事業	高校・キ ャリア支援 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	8,114,043	5,924,896	14,038,939	2,919,889	16,958,828	-	16,958,828
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	13,200	13,200	945,709	958,909	958,909	-
計	8,114,043	5,938,096	14,052,139	3,865,598	17,917,738	958,909	16,958,828
セグメント利益	763,225	1,452,239	2,215,465	216,817	2,432,283	1,251,367	1,180,915
セグメント資産	3,908,148	1,584,990	5,493,138	2,596,279	8,089,417	5,541,688	13,631,106
その他の項目							
減価償却費	171,584	82,558	254,142	134,160	388,302	34,504	422,807
のれん償却額	6,052	51,008	57,061	37,136	94,198	-	94,198
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額 (注)4	156,123	99,625	255,748	162,286	418,035	8,955	426,990

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告事業、ICT教育・能力開発事業、ランゲージサービス事業、企業内研修ポータルサイト事業、幼児・学童英語事業及びヘルスケア事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 1,251,367千円には、セグメント間取引消去3,511千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,254,879千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額5,541,688千円には、セグメント間取引消去 126,013千円、各報告セグメントに配分していない全社資産5,667,702千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、投資有価証券、管理部門の固定資産及び繰延税金資産等であります。

(3) 減価償却費の調整額34,504千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額8,955千円には、学習管理システムに係るソフトウェア及び人事管理用サーバー等が含まれております。

3. セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、新規連結に伴う増加額を含んでおりません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	連結財務諸 表計上額 (注)3
	学習塾事業	高校・キ ャリア支援 事業	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,445,696	6,977,384	14,423,081	3,169,259	17,592,341	-	17,592,341
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	13,262	13,262	845,413	858,675	858,675	-
計	7,445,696	6,990,646	14,436,343	4,014,673	18,451,016	858,675	17,592,341
セグメント利益 又はセグメント損失	889,569	2,036,656	2,926,225	39,687	2,886,538	1,478,742	1,407,796
セグメント資産	3,554,765	1,383,969	4,938,734	2,392,792	7,331,527	7,469,846	14,801,373
その他の項目							
減価償却費	156,922	77,625	234,548	138,470	373,018	31,946	404,965
のれん償却額	6,052	51,008	57,061	38,044	95,105	-	95,105
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額 (注)4	138,628	54,183	192,812	441,282	634,094	17,966	652,061

(注)1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、広告事業、ICT教育・能力開発事業、ランゲージサービス事業、企業内研修ポータルサイト事業、幼児・学童英語事業及びヘルスケア事業等を含んでおります。

2. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益又はセグメント損失の調整額 1,478,742千円には、セグメント間取引消去825千円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,479,567千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額7,469,846千円には、セグメント間取引消去 148,692千円、各報告セグメントに配分していない全社資産7,618,538千円が含まれております。全社資産は、主に報告セグメントに帰属しない現金及び預金、投資有価証券、管理部門の固定資産及び繰延税金資産等であります。

(3) 減価償却費の調整額31,946千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額17,966千円には、提出会社の本社オフィス空調リニューアル、モバイルPC、ワークフローシステム導入費用等が含まれております。

3. セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額には、新規連結に伴う増加額を含んでおりません。

【関連情報】

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）	全社・消去	合計
	学習塾事業	高校・キャリア支援事業	計			
減損損失	259,993	5,853	265,846	7,598	-	273,445

（注）「その他」の金額は、広告事業に係る金額であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）	全社・消去	合計
	学習塾事業	高校・キャリア支援事業	計			
減損損失	217,954	132,738	350,692	175,492	-	526,185

（注）「その他」の金額は、ランゲージサービス事業、幼児・学童英語事業及びヘルスケア事業等に係る金額であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）	全社・消去	合計
	学習塾事業	高校・キャリア支援事業	計			
当期償却額	6,052	51,008	57,061	37,136	-	94,198
当期末残高	21,688	153,026	174,715	176,400	-	351,115

（注）「その他」の金額は、ランゲージサービス事業に係る金額であります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他（注）	全社・消去	合計
	学習塾事業	高校・キャリア支援事業	計			
当期償却額	6,052	51,008	57,061	38,044	-	95,105
当期末残高	15,636	-	15,636	-	-	15,636

（注）「その他」の金額は、ランゲージサービス事業等に係る金額であります。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の主要株主等（個人の場合に限る。）

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	堀川 一見	-	-	当社相談役	（被所有） 直接 2.33 間接 11.11	囑託相談役	相談役報酬の支払 (注1、2)	18,000	-	-

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主	堀川 一見	-	-	当社相談役	（被所有） 直接 2.32 間接 11.05	囑託相談役	相談役報酬の支払 (注1、2)	18,000	-	-
主要株主（個人）及びその近親者	堀川 直人	-	-	子会社代表取締役社長	（被所有） 直接 4.89	子会社代表取締役社長	出資の引受 (注3)	125,905	-	-

（注1） 経営管理全般に係る助言、相談に関する契約を締結し、報酬金額については、その助言等、関与度合を勘案し決定しております。

（注2） 取引金額には消費税等は含まれておりません。

（注3） 当企業グループ内の組織再編（連結子会社間の株式移転）に伴い、保有する他の子会社の株式を現物出資しております。

取引金額は、連結子会社の純資産に基づき算定・記載しております。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	483.49円	490.79円
1株当たり当期純利益	57.27円	34.23円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	56.61円	33.88円

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	574,862	325,391
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	574,862	325,391
普通株式の期中平均株式数(千株)	10,037	9,506
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(千株)	116	98
(うち新株予約権(千株))	(116)	(98)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概 要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100,000	1,100,000	0.51	-
1年以内に返済予定の長期借入金	98,193	87,936	0.98	-
1年以内に返済予定のリース債務	18,804	17,706	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	286,389	209,053	1.32	2035年1月
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	71,174	55,795	-	2027年10月
その他有利子負債	-	-	-	-
計	574,561	1,470,491	-	-

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

3. 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	74,859	34,193	9,323	9,255
リース債務	15,102	8,038	8,038	7,207

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	3,774,637	8,260,070	12,930,420	17,592,341
税金等調整前四半期(当期)純利益又は税金等調整前四半期純損失()(千円)	315,744	168,750	925,278	902,484
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	262,898	38,832	513,551	325,391
1株当たり四半期(当期)純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	27.75	4.09	54.05	34.23

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は1株当たり四半期純損失()(円)	27.75	31.74	49.84	19.75

2【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,909,192	4,873,606
授業料等未収入金	301,168	260,963
商品及び製品	4,604	4,553
教材	28,150	27,000
原材料及び貯蔵品	6,853	4,154
前払費用	195,571	185,242
その他	151,848	143,298
貸倒引当金	16,184	17,232
流動資産合計	3,581,205	5,481,586
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 4,416,480	1 4,208,071
減価償却累計額	2,899,560	2,908,418
建物（純額）	1,516,920	1,299,652
構築物	106,262	105,935
減価償却累計額	84,213	85,825
構築物（純額）	22,048	20,110
車両運搬具	13,336	12,648
減価償却累計額	13,336	12,648
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	832,143	848,287
減価償却累計額	781,781	788,186
工具、器具及び備品（純額）	50,361	60,100
土地	1 247,570	1 247,570
リース資産	35,415	35,415
減価償却累計額	16,109	23,192
リース資産（純額）	19,305	12,222
建設仮勘定	1,669	1,549
有形固定資産合計	1,857,875	1,641,205
無形固定資産		
ソフトウェア	126,859	116,126
リース資産	5,294	3,425
その他	32,330	29,326
無形固定資産合計	164,484	148,879
投資その他の資産		
投資有価証券	908,396	884,413
関係会社株式	2,162,894	2,092,674
長期貸付金	87,461	80,794
長期前払費用	19,731	9,946
差入保証金及び敷金	1,012,095	1,023,048
保険積立金	933,673	864,543
繰延税金資産	422,226	487,515
その他	20,795	21,203
貸倒引当金	41,258	35,131
投資その他の資産合計	5,526,016	5,429,009
固定資産合計	7,548,377	7,219,095
資産合計	11,129,582	12,700,681

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	62,250	56,726
短期借入金	100,000	1,100,000
1年内返済予定の長期借入金	60,000	60,000
リース債務	16,406	16,406
未払金	467,589	494,493
未払費用	143,932	69,500
未払法人税等	215,395	327,212
未払消費税等	41,168	88,262
前受金	3,920,732	4,462,480
預り金	72,329	69,612
賞与引当金	141,319	155,727
資産除去債務	20,321	15,835
その他	19,612	3,818
流動負債合計	5,281,059	6,920,076
固定負債		
長期借入金	145,000	85,000
リース債務	67,830	51,424
長期末払金	131,541	61,558
退職給付引当金	883,674	864,601
資産除去債務	589,878	578,557
長期預り保証金	8,276	7,276
固定負債合計	1,826,201	1,648,418
負債合計	7,107,261	8,568,495
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,299,375	1,299,375
資本剰余金		
資本準備金	1,517,213	1,517,213
その他資本剰余金	273	-
資本剰余金合計	1,517,487	1,517,213
利益剰余金		
利益準備金	158,450	158,450
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	1,458,971	1,621,969
利益剰余金合計	1,617,421	1,780,419
自己株式	384,002	363,278
株主資本合計	4,050,281	4,233,729
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	128,685	61,883
土地再評価差額金	191,835	191,835
評価・換算差額等合計	63,150	129,952
新株予約権	35,189	28,409
純資産合計	4,022,321	4,132,186
負債純資産合計	11,129,582	12,700,681

【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	12,051,890	12,594,063
売上原価	8,867,830	8,923,770
売上総利益	3,184,060	3,670,292
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	934,408	846,421
貸倒引当金繰入額	16,893	3,287
役員報酬	105,780	109,582
給料及び賞与	272,572	326,428
賞与引当金繰入額	10,739	12,700
退職給付費用	7,818	8,807
支払手数料	242,105	253,191
租税公課	221,556	272,359
減価償却費	33,370	20,902
その他	534,324	589,209
販売費及び一般管理費合計	2,379,569	2,442,890
営業利益	804,490	1,227,402
営業外収益		
受取利息	2,307	2,142
有価証券利息	6,353	8,435
受取配当金	26,996	31,526
受取保険金	124	10,541
その他	18,131	20,283
営業外収益合計	53,914	72,930
営業外費用		
支払利息	6,141	4,089
社債利息	59	-
複合金融商品評価損	-	10,465
貸倒損失	-	9,752
支払手数料	605	140
その他	1,651	952
営業外費用合計	8,458	25,399
経常利益	849,945	1,274,932
特別利益		
固定資産売却益	78,947	3,374
投資有価証券売却益	1,666	-
保険解約返戻金	-	19,191
特別利益合計	80,614	22,566
特別損失		
固定資産除却損	499	4,283
減損損失	262,389	227,204
投資有価証券評価損	15,725	39,408
関係会社株式評価損	64,773	307,795
保険解約損	-	16,152
特別損失合計	343,387	594,843
税引前当期純利益	587,172	702,654
法人税、住民税及び事業税	273,365	422,592
法人税等調整額	5,197	36,221
法人税等合計	268,167	386,371
当期純利益	319,004	316,282

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)			当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		
		金額(千円)		構成比 (%)	金額(千円)		構成比 (%)
1 人件費	注2		4,922,848	55.5		4,903,917	55.0
2 教材費			374,142	4.2		391,032	4.4
3 経費							
旅費交通費			72,227			86,738	
通信費			127,305			124,880	
地代家賃			1,139,828			1,119,248	
合宿・行事費			307,080			326,794	
水道光熱費			152,041			142,928	
消耗品費			253,143			295,147	
図書印刷費			19,211			14,501	
減価償却費			219,737			207,496	
スクールバス運行費		210,468			191,000		
その他		1,069,795	3,570,839	40.3	1,120,083	3,628,820	40.6
売上原価	注1		8,867,830	100.0		8,923,770	100.0

(注) 1. 売上原価は、校の維持運営にかかる費用を計上しております。

2. 人件費の中には、賞与引当金繰入額及び退職給付費用が、以下のとおり含まれております。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
賞与引当金繰入額(千円)	130,579	143,027
退職給付費用(千円)	70,459	95,321

【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,299,375	1,517,213	-	1,517,213	158,450	1,301,184	1,459,634
当期変動額							
剰余金の配当						161,217	161,217
当期純利益						319,004	319,004
自己株式の取得							
自己株式の処分			273	273			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	273	273	-	157,786	157,786
当期末残高	1,299,375	1,517,213	273	1,517,487	158,450	1,458,971	1,617,421

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	143,724	4,132,499	178,439	191,835	13,396	34,530	4,153,633
当期変動額							
剰余金の配当		161,217					161,217
当期純利益		319,004					319,004
自己株式の取得	254,318	254,318					254,318
自己株式の処分	14,040	14,314					14,314
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			49,753	-	49,753	659	49,094
当期変動額合計	240,278	82,217	49,753	-	49,753	659	131,311
当期末残高	384,002	4,050,281	128,685	191,835	63,150	35,189	4,022,321

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合 計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合 計
当期首残高	1,299,375	1,517,213	273	1,517,487	158,450	1,458,971	1,617,421
当期変動額							
剰余金の配当						151,877	151,877
当期純利益						316,282	316,282
自己株式の処分			1,681	1,681			-
自己株式処分差損の振替			1,407	1,407		1,407	1,407
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）							
当期変動額合計	-	-	273	273	-	162,997	162,997
当期末残高	1,299,375	1,517,213	-	1,517,213	158,450	1,621,969	1,780,419

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証 券評価差額金	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	384,002	4,050,281	128,685	191,835	63,150	35,189	4,022,321
当期変動額							
剰余金の配当		151,877					151,877
当期純利益		316,282					316,282
自己株式の処分	20,723	19,042					19,042
自己株式処分差損の振替		-					-
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			66,802	-	66,802	6,780	73,583
当期変動額合計	20,723	183,447	66,802	-	66,802	6,780	109,864
当期末残高	363,278	4,233,729	61,883	191,835	129,952	28,409	4,132,186

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、複合金融商品全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

デリバティブ

時価法を採用しております。

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

教材

先入先出法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

商品・貯蔵品

最終仕入原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

但し、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員の賞与支給に充てるため、支給対象期間に応じた支給見積額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により、また、数理計算上の差異については、発生年度においてそれぞれ処理しております。

4. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...金利スワップ

ヘッジ対象...借入金の利息

(3) ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っており、ヘッジ対象の識別は個別契約毎に行っております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引について、特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に含めていた「租税公課」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「販売費及び一般管理費」の「その他」に表示していた755,881千円は、「租税公課」221,556千円、「その他」534,324千円として組み替えております。

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「受取保険金」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。

また、前事業年度において、独立掲記していた「営業外収益」の「貸倒引当金戻入額」は、金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度においては、「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外収益」の「その他」に表示していた15,042千円は、「受取保険金」124千円、「その他」18,131千円として組み替えております。

なお、前事業年度の「貸倒引当金戻入額」は8,645千円であります。

(追加情報)

新型コロナウイルス感染症の蔓延は、徐々に収束の兆しも見え始めておりますが、いまだ経済活動や生活様式にも大きな影響を与えております。この影響は、緩やかに回復しながらも2020年度中は継続するものと想定しております。当該想定に基づく影響も含めた上で、固定資産の減損、子会社株式の評価等の会計上の見積りを行った結果、一部の固定資産について227,204千円の減損損失及び子会社株式について307,795千円の関係会社株式評価損を計上いたしました。

なお、この想定は不確実性が高いため収束が遅延し、影響が長期化した場合には、将来において財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表関係)

1 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	30,621千円	32,741千円
土地	81,275千円	81,275千円
計	111,896千円	114,016千円

上記物件については、担保に係る債務はありません。

2 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
短期金銭債権	50,280千円	55,937千円
長期金銭債権	41,027千円	42,711千円
短期金銭債務	151,105千円	171,079千円

3 保証債務

金融機関、取引先に対する債務保証として次のものがあります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
子会社(株)学習受験社)のリース契約額に 対する債務保証	2,548千円	116千円
取引先(株)JBSファシリティーズ)の 建物賃貸借契約に係る契約残存期間の賃料 に対する債務保証	208,000千円	184,000千円

(損益計算書関係)

1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
関係会社との取引高		
売上高	29,603千円	27,414千円
仕入高	348,180千円	330,730千円
その他の営業取引	899,437千円	828,880千円
営業取引以外の取引高	12,532千円	17,465千円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,058,947千円、関連会社株式33,727千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式2,132,225千円、関連会社株式30,669千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	43,243千円	47,652千円
未払事業税	18,185千円	23,626千円
貸倒引当金	16,942千円	16,023千円
投資有価証券評価損	319,905千円	414,369千円
退職給付引当金	270,404千円	264,568千円
減損損失	264,228千円	292,679千円
減価償却超過額	38,572千円	42,942千円
資産除去債務	186,721千円	181,884千円
長期未払金	32,749千円	14,548千円
その他	99,351千円	109,323千円
繰延税金資産小計	1,290,304千円	1,407,617千円
評価性引当額	804,115千円	893,367千円
繰延税金資産合計	486,189千円	514,249千円
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	30,009千円	942千円
資産除去債務に対応する除去費用	33,952千円	25,792千円
繰延税金負債合計	63,962千円	26,734千円
繰延税金資産の純額	422,226千円	487,515千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
住民税均等割	13.4%	10.9%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6%	1.5%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.7%	0.8%
評価性引当額	10.3%	12.7%
土地再評価差額金の取崩	9.4%	- %
その他	0.2%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.7%	55.0%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	4,416,480	143,989	352,398 (218,498)	138,475	4,208,071	2,908,418
	構築物	106,262	260	586 (65)	2,132	105,935	85,825
	車両運搬具	13,336	-	688	0	12,648	12,648
	工具、器具及び備品	832,143	46,801	30,657 (8,493)	28,569	848,287	788,186
	土地	247,570 [191,835]	-	-	-	247,570 [191,835]	-
	リース資産	35,415	-	-	7,083	35,415	23,192
	建設仮勘定	1,669	-	120	-	1,549	-
	計	5,652,877	191,050	384,450 (227,056)	176,260	5,459,477	3,818,271
無形固定資産	ソフトウェア	664,737	32,391	-	43,124	697,128	581,002
	リース資産	9,343	-	-	1,868	9,343	5,917
	その他	196,353	9,468	12,448	23	193,373	164,046
	計	870,433	41,859	12,448	45,016	899,845	750,965

(注) 1. 当期増加額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物 143,989千円 新規校出校及び校舎移転による取得

ソフトウェア 32,391千円 オンライン教育システム及びワークフロシステム構築

2. 当期減少額のうち、主なものは次のとおりであります。

建物 352,398千円 売却・閉校等に伴う除却処理及び減損による減少

工具、器具及び備品 30,657千円 売却・閉校等に伴う除却処理及び減損による減少

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

4. 土地の「当期首残高」、「当期減少額」及び「当期末残高」欄の[]内は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)により行った事業用土地の再評価実施前の帳簿価額との差額であります。

5. 当期首残高及び当期末残高は取得価額により記載しております。

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	57,443	20,957	26,037	52,363
賞与引当金	141,319	155,727	141,319	155,727

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・売渡し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・売渡手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.with-us.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規程による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当を受ける権利並びにその有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第43期)(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 2019年6月27日近畿財務局長に提出

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2019年6月27日近畿財務局長に提出

(3) 四半期報告書及び確認書

(第44期第1四半期)(自 2019年4月1日 至 2019年6月30日) 2019年8月13日近畿財務局長に提出

(第44期第2四半期)(自 2019年7月1日 至 2019年9月30日) 2019年11月12日近畿財務局長に提出

(第44期第3四半期)(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日) 2020年2月13日近畿財務局長に提出

(4) 臨時報告書

2019年7月2日近畿財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 四半期報告書の訂正報告書及び確認書

2020年3月6日近畿財務局長に提出

第44期第3四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)の四半期報告書に係る訂正報告書及びその確認書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月24日

株式会社ウィザス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目 細	実 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 川	賢 印

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィザスの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィザス及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査根拠を入手する。

- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監査及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の開示すべき重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ウィザスの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ウィザスが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年 6月24日

株式会社ウィザス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	目 細	実 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 川	賢 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ウィザスの2019年4月1日から2020年3月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ウィザスの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見

を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。